

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAT117-9 r. 4.0
提出年月日	令和4年9月30日

泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」
に係る適合状況説明資料
比較表

1.17 監視測定等に関する手順等

令和4年9月
北海道電力株式会社

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
比較結果等を取りまとめた資料			
1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
<p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：下記1件 ・モニタリングポストのバックグラウンド低減対策の見直し【比較表p1.17-26】</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの：なし</p>			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項			
<p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの：下記1件 ・防潮堤レイアウトおよびその周辺道路等の配置変更により、可搬型モニタリングポストの設置場所を変更した（他の設備については位置の変更は行っていないが、図面を最新化し、記載項目を女川と同等になるよう記載の充実を図った）。</p>			
1-3) バックフィット関連事項			
なし			
1-4) その他			
女川2号炉まとめ資料に合わせて記載ぶりを修正し、結果として差異がなくなった箇所があるが、本比較表には、その該当箇所の識別はしていない。			
2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要			
2-1) 設備または設計方針の相違			
バックグラウンド対策	モニタリングポストのバックグラウンド低減対策として、モニタリングポストの検出器保護カバーの交換を指示する。	モニタリングポスト、モニタリングステーションのバックグラウンド低減対策として、検出器保護カバーの除染を指示する。	運用方法の相違 泊はバックグラウンド低減対策で資機材（交換用の検出器カバー）削減のためモニタリングポストの検出器保護カバーの除染を実施する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定	— (同様の運用方法なし)	(2) 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定	運用方法の相違 泊は緊急時対策所におけるプルームの通過方向確認の風向データ測定のために、可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定を追加。
設備または設計方針の相違③	・モニタリングポスト専用の無停電電源装置	・モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機	設備の相違 泊は各モニタリングポスト・ステーションに非常用発電機（自主設置）を設置している（女川は無停電電源装置のみ）

2-2) 記載内容の相違

	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
設備名称の相違①	モニタリングポスト	モニタリングポスト及びモニタリングステーション	—
設備名称の相違②	可搬型放射線計測装置	放射能測定装置	—
設備名称の相違③	代替気象観測設備	可搬型気象観測設備	—
設備名称の相違④	γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	—
設備名称の相違⑤	α線サーベイメータ	α線シンチレーションサーベイメータ	—
設備名称の相違⑥	β線サーベイメータ	GM汚染サーベイメータ、β線サーベイメータ	—
設備名称の相違⑦	Ge半導体式試料放射能測定装置	Ge半導体測定装置	—
設備名称の相違⑧	常設代替交流電源設備	代替交流電源設備（代替非常用発電機）	—
設備名称の相違⑨	放射線管理班員	放管班長	—
設備名称の相違⑩	スタック放射線モニタ	排気筒ガスモニタ	—
設備名称の相違⑪	放射性廃棄物放出水モニタ	廃棄物処理設備排水モニタ	—
設備名称の相違⑫	通信連絡設備	通信設備	—

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
1.17 監視測定等に関する手順等 <目次> 1.17.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 (2) 対応手段と設備の選定の結果 a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び設備 b. 風向、風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備 c. モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替交流電源の対応手段及び設備 d. 手順等 1.17.2 重大事故等時の手順等 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等 (1) モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定 (2) 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定 (3) 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定 (4) 放射性物質の濃度の代替測定 a. 可搬型放射線計測装置等による空気中の放射性物質の濃度の測定 b. 移動式放射能測定装置（モニタ車）による空気中の放射性物質の濃度の測定 (5) 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 a. 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 b. 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 c. 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定 d. 海上モニタリング測定	1.17 監視測定等に関する手順等 <目次> 1.17.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 (2) 対応手段と設備の選定の結果 a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び設備 b. 風向、風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備 c. モニタリングポストの電源回復又は機能回復の対応手段及び設備 d. 手順等 1.17.2 重大事故等時の手順等 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等 (1) モニタリングポストによる放射線量の測定 (2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定 (3) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定 (4) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定 (5) 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定	1.17 監視測定等に関する手順等 <目次> 1.17.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 (2) 対応手段と設備の選定の結果 a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び設備 b. 風向、風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備 c. モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替交流電源の対応手段及び設備 d. 手順等 1.17.2 重大事故等時の手順等 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等 (1) モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる放射線量の測定 (2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定 (3) 可搬型モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量の測定 (4) 放射性物質の濃度の代替測定 a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 b. 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定 (5) 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 b. 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定 c. 放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定 d. 海上モニタリング測定	記載方針の相違 記載方針の相違 女川は「泊の(3)」の内容を(2)にまとめて記載 記載箇所の相違 記載方針の相違 女川は泊のa.~d.を(5)に記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
(6) バックグラウンド低減対策等 a. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 b. 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策 c. 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制 1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等 (1) 可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定 (2) 気象観測設備による気象観測項目の測定 1.17.2.3 モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等 添付資料 1.17.1 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備整理表 添付資料 1.17.2 緊急時モニタリングの実施手順及び体制 添付資料 1.17.3 モニタリングステーション及びモニタリングポスト 添付資料 1.17.4 可搬式モニタリングポストによる放射線測定 添付資料 1.17.5 可搬式モニタリングポスト 添付資料 1.17.6 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 添付資料 1.17.7 移動式放射能測定装置（モニタ車） 添付資料 1.17.8 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 添付資料 1.17.9 各種モニタリング設備等 添付資料 1.17.10 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制 添付資料 1.17.11 他の原子力事業者との協力体制（原子	(6) モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 (7) 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 (8) 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策 (9) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制 1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等 (1) 気象観測設備による気象観測項目の測定 (2) 代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定 1.17.2.3 モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等 添付資料 1.17.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表 添付資料 1.17.2 緊急時モニタリングの実施手順及び体制 添付資料 1.17.3 緊急時モニタリングに関する要員の動き 添付資料 1.17.4 モニタリングポスト 添付資料 1.17.5 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定 添付資料 1.17.6 可搬型モニタリングポスト 添付資料 1.17.7 放射能放出率の算出 添付資料 1.17.8 放射能観測車 添付資料 1.17.9 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 添付資料 1.17.10 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 添付資料 1.17.11 各種モニタリング設備等 添付資料 1.17.12 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制 添付資料 1.17.13 他の原子力事業者との協力体制（原子	(6) バックグラウンド低減対策等 a. モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 b. 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策 c. 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制 1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等 (1) 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定 (2) 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定 (3) 気象観測設備による気象観測項目の測定 1.17.2.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等 添付資料 1.17.1 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備整理表 添付資料 1.17.2 緊急時モニタリングの実施手順および体制 添付資料 1.17.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーション 添付資料 1.17.4 可搬型モニタリングポストによる放射線測定 添付資料 1.17.5 可搬型モニタリングポスト 添付資料 1.17.6 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 添付資料 1.17.7 放射能観測車 添付資料 1.17.8 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定 添付資料 1.17.9 各種モニタリング設備等 添付資料 1.17.10 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制 添付資料 1.17.11 他の原子力事業者との協力体制（原子	記載箇所の相違 設計等の相違 ・泊は緊急時対策所におけるブルームの通過方向確認の風向データ測定のために、可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定を追加 記 記載方針の相違 ・泊は添付資料 1.17.2 に含めて記載 記載表現の相違 記載方針の相違 ・泊は女川の「放射能放出率の算出」を添付資料 1.17.5 に含めて記載 記載箇所の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉 力事業者間協力協定)	女川原子力発電所2号炉 力事業者間協力協定)	泊発電所3号炉 力事業者間協力協定)	差異理由
添付資料 1.17.12 モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段 添付資料 1.17.13 可搬式気象観測装置による気象観測 添付資料 1.17.14 気象観測 添付資料 1.17.15 モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源構成図 添付資料 1.17.16 モニタリングステーション及びモニタリングポストへの電源供給 1.17 監視測定等に関する手順等	添付資料 1.17.14 モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段 添付資料 1.17.15 気象観測設備 添付資料 1.17.16 代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定 添付資料 1.17.17 代替気象観測設備 添付資料 1.17.18 代替気象観測設備の観測項目について 添付資料 1.17.19 モニタリングポストの電源構成 添付資料 1.17.20 手順のリンク先について 1.17 監視測定等に関する手順等	添付資料 1.17.12 モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策手段 添付資料 1.17.13 可搬型気象観測設備による気象観測 添付資料 1.17.14 気象観測設備 添付資料 1.17.15 重大事故時対処設備の電源構成図 添付資料 1.17.16 モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機 1.17 監視測定等に関する手順等	記載方針の相違 記載箇所の相違 記載方針の相違 ・泊は女川の「代替気象観測設備、代替気象観測設備の観測項目について」を添付資料 1.17.13 に含めて記載 記載表現の相違 記載方針の相違 ・女川固有の資料のため、泊に該当資料なし 記載方針の相違 ・女川は添付資料 1.17.19 に含めて記載
【要求事項】 1 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。 2 発電用原子炉設置者は、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。 【解釈】 1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 重大事故等が発生した場合でも、工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、モニタリング設備等により、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並び	【要求事項】 1 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。 2 発電用原子炉設置者は、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。 【解釈】 1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 重大事故等が発生した場合でも、工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、モニタリング設備等により、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並び	【要求事項】 1 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。 2 発電用原子炉設置者は、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。 【解釈】 1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 重大事故等が発生した場合でも、工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、モニタリング設備等により、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並び	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>にその結果を記録するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>c) 敷地外でのモニタリングは、他の機関との適切な連携体制を構築すること。</p> <p>2 事故後の周辺汚染により測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策手段を検討しておくこと。</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備を整備している。また、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備を整備している。ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.17.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び多様性拡張設備^{※1}を選定する。</p> <p>※1 多様性拡張設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第六十条及び技術基準規則第七十五条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認す</p>	<p>にその結果を記録するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>c) 敷地外でのモニタリングは、他の機関との適切な連携体制を構築すること。</p> <p>2 事故後の周辺汚染により測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策手段を検討しておくこと。</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備を整備する。また、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備を整備する。ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.17.1 対応手順と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段と自主対策設備^{※1}を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第六十条及び「技術基準規則」第七十五条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていること</p>	<p>にその結果を記録するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>c) 敷地外でのモニタリングは、他の機関との適切な連携体制を構築すること。</p> <p>2 事故後の周辺汚染により測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策手段を検討しておくこと。</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備を整備している。また、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備を整備している。ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.17.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び多様性拡張設備^{※1}を選定する。</p> <p>※1 多様性拡張設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第六十条及び技術基準規則第七十五条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>るとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。 (添付資料 1.17.1)</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果 審査基準及び基準規則からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備と多様性拡張設備を以下に示す。</p> <p>なお、重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び整備する手順についての関係を第1.17.1表に示す。</p> <p>a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び設備 (a) 対応手段 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の放射線量を測定する手段がある。 放射線量の測定で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト ・可搬式モニタリングポスト ・電離箱サーベイメータ ・小型船舶 <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の放射性物質の濃度を測定する手段がある。 放射性物質の濃度を測定する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型放射線計測装置 (可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ) ・小型船舶 ・移動式放射能測定装置（モニタ車） ・γ線多重波高分析装置 	<p>を確認するとともに、重大事故等対処設備及び自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果 上記「(1) 対応手段と設備の選定の考え方」に基づき選定した対応手段及び「審査基準」、「基準規則」からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、資機材及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備等と整備する手順についての関係を第1.17-1表に整理する。</p> <p>a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び設備 (a) 対応手段 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の放射線量を測定する手段がある。 放射線量の測定で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト ・可搬型モニタリングポスト ・データ処理装置 ・可搬型放射線計測装置（電離箱サーベイメータ） ・小型船舶 <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の放射性物質の濃度を測定する手段がある。 放射性物質の濃度の測定で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射能観測車 ← ・可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータ） ・小型船舶 ・Ge半導体式試料放射能測定装置 ・可搬型Ge半導体式試料放射能測定装置 	<p>認するとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。 (添付資料1.17.1)</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果 審査基準及び基準規則からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備と多様性拡張設備を以下に示す。</p> <p>なお、重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び整備する手順についての関係を第1.17.1表に示す。</p> <p>a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び設備 (a) 対応手段 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の放射線量を測定する手段がある。 放射線量の測定で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト及びモニタリングステーション ・可搬型モニタリングポスト ・電離箱サーベイメータ ・小型船舶 <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の放射性物質の濃度を測定する手段がある。 放射性物質の濃度を測定する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射能測定装置 (可搬型ダスト・よう素サンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ) ・小型船舶 ・放射能観測車 ・Ge半導体測定装置 	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違 ・泊は可搬型モニタリングポストに「データ処理装置」を含めて記載</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>記載方針の相違 ・泊は可搬型も「Ge半導体測定装置」としてまとめて記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>・GM計数装置 ・ZnSシンチレーション計数装置</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備 放射線量の測定に使用する設備のうち、可搬型モニタリングポスト、電離箱サーベイメータ及び小型船舶は、重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>また、放射性物質の濃度の測定に使用する設備のうち、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプリング、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）及び小型船舶を重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる。</p> <p>また、以下の設備を多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <p>・モニタリングステーション及びモニタリングポスト モニタリングステーション及びモニタリングポストは、設置場所の制約により、津波の影響を受ける可能性があることから、設備が健全である場合は、放射線量の測定手段として有効である。</p> <p>・移動式放射能測定装置（モニタ車） 移動式放射能測定装置（モニタ車）は、日常的に発電所及びその周辺において放射性物質の濃度測定に使用しており、走行している場合があるため、重大事故等時に使用できる場合は、放射性物質の濃度の測定手段として有効である。</p> <p>・γ線多重波高分析装置</p>	<p>・ガスフロー測定装置</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 放射線量の測定に使用する設備のうち、可搬型モニタリングポスト、データ処理装置、可搬型放射線計測装置（電離箱サーベイメータ）及び小型船舶は、重大事故等対処設備として位置づける。</p> <p>また、放射性物質の濃度の測定に使用する設備のうち、可搬型放射線計測装置（可搬式ダスト・よう素サンプリング、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータ）及び小型船舶は、重大事故等対処設備として位置づける。</p> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備として全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <p>・モニタリングポスト</p> <p>・放射能観測車</p> <p>・Ge半導体式試料放射能測定装置 ・可搬型Ge半導体式試料放射能測定装置</p>	<p>・GM計数装置 ・ZnSシンチレーション計数装置</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備 放射線量の測定に使用する設備のうち、可搬型モニタリングポスト、電離箱サーベイメータ及び小型船舶は、重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>また、放射性物質の濃度の測定に使用する設備のうち、放射能測定装置（可搬式ダスト・よう素サンプリング、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）及び小型船舶を重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる。</p> <p>また、以下の設備を多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <p>・モニタリングポスト及びモニタリングステーション モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、耐震性を有していないが、日常的に発電所及びその周辺において放射線量の測定に使用しており、重大事故等時に使用できる場合は、放射線量の測定手段として有効である。</p> <p>・放射能観測車 放射能観測車は、耐震性を有していないが、日常的に発電所及びその周辺において放射性物質の濃度測定に使用しており、重大事故等時に使用できる場合は、放射性物質の濃度測定手段として有効である。</p> <p>・Ge半導体測定装置</p>	<p><u>設備の相違</u> 多様性拡張設備（自主対策設備）の相違</p> <p><u>記載表現の相違</u></p> <p><u>記載方針の相違</u> ・泊はデータ処理装置を“可搬型モニタリングポスト”に含めて記載。</p> <p><u>記載表現の相違</u></p> <p><u>記載表現の相違</u></p> <p><u>記載表現の相違</u></p> <p><u>記載方針の相違</u> ・泊は可搬型も「Ge半導体測定装置」としてまとめて記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>d. 手順等 上記のa.、b.及びc.により選定した対応手段に係る手順を整備する（第1.17.1表）。 また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する（第1.17.2表、第1.17.3表）。 これらの手順は、発電所対策本部長^{※2}及び緊急安全対策要員^{※3}の対応として重大事故等における周辺モニタリングに関する手順等に定める。</p> <p>※2 発電所対策本部長：重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。 ※3 緊急安全対策要員：重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき現場の活動を行う要員のうち、運転員等以外の要員をいう。</p> <p>1.17.2 重大事故等時の手順等 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。</p> <p>得られた放射性物質の濃度、放射線量及び後述の「1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等」の気象データから放射能放出率を算出し、放出放射線量を求める。 重大事故等時の放射性物質の濃度及び放射線量の測定頻度については、可搬式モニタリングポスト（モニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できる場合はモニタリングステーション及びモニタリングポストを使用）を用いた放射線量の測定は連続測定を行う。放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上を目安とするが、測定頻度は原子炉施設の状態及び放射性物</p>	<p>d. 手順等 上記のa. b. 及びc. により選定した対応手段に係る手順を整備する。（第1.17-1 表）</p> <p>また、これらの手順は、運転員、重大事故等対応要員及び放射線管理班^{※2}の対応として「非常時操作手順書（設備別）」及び「重大事故等対応要領書」に定める。</p> <p>※2 放射線管理班：重大事故等対策要員のうち放射線管理班の班員をいう。</p> <p>事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する。（第1.17-2 表、第1.17-3 表）</p> <p>1.17.2 重大事故等時の手順等 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。 重大事故等時におけるモニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定を行う。また、放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）の測定及び海上モニタリングの測定頻度は、1回/日以上とする。ただし、発電用原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況及び海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。得られた放射性物質の濃度及び放射線量並びに「1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等」の気象データから放射能放出率を算出し、放出放射線量を求める。</p>	<p>d. 手順等 上記のa.、b.及びc.により選定した対応手段に係る手順を整備する（第1.17.1表）。 また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する（第1.17.2表、第1.17.3表）。 これらの手順は、発電所対策本部長^{※2}及び放管班員^{※3}の対応として重大事故等における周辺モニタリングに関する手順等に定める。</p> <p>※2 発電所対策本部長：重大事故等発生時における原子力防災管理者及び代行者をいう。 ※3 放管班員：発電所災害対策要員のうち放管班の班員をいう。</p> <p>1.17.2 重大事故等時の手順等 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。</p> <p>得られた放射性物質の濃度及び放射線量及び後述の「1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等」の気象データから放射能放出率を算出し、放出放射線量を求める。 重大事故等時の放射性物質の濃度及び放射線量の測定頻度については、可搬型モニタリングポスト（モニタリングポスト及びモニタリングステーションが使用できる場合はモニタリングポスト及びモニタリングステーションを使用）を用いた放射線量の測定は連続測定を行う。放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上を目安とするが、測定頻度は発電用原子炉施設の状態及び</p>	<p>記載箇所の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違、記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>質の放出状況を考慮し変更する。</p> <p>事故後の周辺汚染によりモニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの放射線量の測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>事故後の周辺汚染により可搬型放射線計測装置の放射性物質の濃度の測定が不能となった場合、検出器の周辺を遮蔽材で囲むこと等のバックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>(1) モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定</p> <p>重大事故等時の発電所敷地境界付近の放射線量は、モニタリングステーション及びモニタリングポストにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、通常時から放射線量を連続測定しており、重大事故等時に放射線量の測定機能が喪失していない場合は、継続して放射線量を連続測定し、測定結果は記録紙に記録し、保存する。なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定は、手順を要するものではなく自動的な連続測定である。</p> <p>(2) 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定</p> <p>重大事故等時にモニタリングステーション又はモニタリングポストが機能喪失した場合、</p> <p>可搬式モニタリングポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するた</p>	<p>事故後の周辺汚染により、モニタリングポストでの放射線量の測定ができなくなることを避けるため、モニタリングポストの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>事故後の周辺汚染により、可搬型モニタリングポストでの放射線量の測定ができなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポストの養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>事故後の周辺汚染により、放射性物質の濃度の測定ができなくなることを避けるため、検出器の周辺を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>(1) モニタリングポストによる放射線量の測定</p> <p>モニタリングポストは、通常時から放射線量を連続測定しており、重大事故等時に放射線量の測定機能が喪失していない場合は、継続して放射線量を連続測定し、測定結果は、モニタリングポスト局舎内で電磁的に記録し、約2か月分保存する。また、モニタリングポストによる放射線量の測定は、自動的な連続測定であるため、手順を要するものではない。</p> <p>なお、モニタリングポストが機能喪失した場合は、「1.17.2.1 (2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定」を行う。</p> <p>(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>重大事故等時にモニタリングポストが機能喪失した場合、可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定を行う。また、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合、モニタリングポストが設置されていない海側に可搬型モニタリングポストを2台設置し、放射線量の測定を行う。さらに、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策建屋屋上に可搬型モニタリングポストを1台設置し、放射線量の測定を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するた</p>	<p>放射性物質の放出状況を考慮し変更する。</p> <p>事故後の周辺汚染によりモニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの放射線量の測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>事故後の周辺汚染により放射能測定装置の放射性物質の濃度測定不能となった場合、検出器の周辺を遮蔽材で囲むこと等のバックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる放射線量の測定</p> <p>重大事故等時の発電所敷地境界付近の放射線量は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、通常時から放射線量を連続測定しており、重大事故等時に放射線量の測定機能が喪失していない場合は、継続して放射線量を連続測定し、測定結果は記録紙に記録し、保存する。なお、モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる放射線量の測定は、手順を要するものではなく自動的な連続測定である。</p> <p>(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定</p> <p>重大事故等時にモニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合、</p> <p>可搬型モニタリングポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するた</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>設備の相違 <u>泊は中央制御室にて記録・保存する。</u></p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載方針の相違 女川はMP代替のほかに原災法10条事象発生時に発電所海側に2台、緊対所屋上に1台設置する分をまとめて記載している。 泊は「(3) 可搬型モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量の測定」で発電所海側3台、緊対所付近に1台設置する旨を記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>めの手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1図に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポストによる代替測定地点については、計測データの連続性を考慮し、モニタリングステーション及び各モニタリングポストに隣接した位置に配置することを原則とし、第1.17.2図に示す。</p> <p>ただし、地震等でアクセス不能となった代替測定については、可搬式モニタリングポストにより原子炉中心から同じ方向の測定にて確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等発生後、モニタリングステーション又はモニタリングポストの故障等により、モニタリングステーション及びモニタリングポストのいずれかの放射線量の測定機能が喪失した場合。</p> <p>モニタリングステーション又はモニタリングポストの測定機能喪失の確認については、中央制御室の野外モニタ監視盤の指示値及び警報表示にて確認する。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.3図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員に可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定の開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、中央制御室に移動し、可搬式モニタリングポスト監視用端末を起動する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、必要とする数量の可搬式モニタリングポスト本体、バッテリー部及び衛星携帯アンテナ部を車両等に積載し、測定場所まで運搬、配置し、緊急時対策所までデータ</p>	<p>めの手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17-1図に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストによる代替測定地点については、測定データの連続性を考慮し、各モニタリングポストに隣接した位置に設置することを原則とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所を第1.17-2図に示す。</p> <p>ただし、地震・火災等で設置場所にアクセスすることができない場合は、アクセスルート上の車両等で運搬できる範囲に設置場所を変更する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等時、発電所対策本部長が緊急時対策所でモニタリングポストの指示値及び警報表示を確認し、モニタリングポストの放射線量の測定機能が喪失したと判断した場合。</p> <p>また、海側及び緊急時対策建屋屋上への設置については、発電所対策本部長が、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-3図、第1.17-4図及び第1.17-5図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員及び重大事故等対応要員に可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定の開始を指示する。その際、発電所対策本部長は、アクセスルート等の被災状況を考慮し、設置場所を決定する。</p> <p>② 放射線管理班員及び重大事故等対応要員は、第1保管エリア、第2保管エリア及び緊急時対策建屋に保管してある可搬型モニタリングポストを車両等に積載し、設置場所まで運搬・設置し、測定を開始する。緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、監視を</p>	<p>めの手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1図に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストによる代替測定地点については、計測データの連続性を考慮し、各モニタリングポスト及びモニタリングステーションに隣接した位置に設置することを原則とし、第1.17.2図に示す。</p> <p>ただし、地震等でアクセス不能となった代替測定については、可搬型モニタリングポストにより原子炉中心から同じ方向の測定にて確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等発生後、モニタリングポスト又はモニタリングステーションの故障等により、モニタリングポスト及びモニタリングステーションのいずれかの放射線量の測定機能が喪失した場合。</p> <p>モニタリングポスト又はモニタリングステーションの測定機能喪失の確認については、中央制御室の環境監視盤等の指示値及び警報表示にて確認する。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.3図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員に可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定の開始を指示する。</p> <p>② 放管班員は、緊急時対策所内の可搬型モニタリングポスト監視用端末を起動する。</p> <p>③ 放管班員は、必要とする数量の可搬型モニタリングポスト本体、バッテリー部及び衛星携帯アンテナ部を車両等に積載し、測定場所まで運搬・設置し、緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、監視・測定を開始する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違 泊の場合は「(3) 可搬型モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量の測定」に記載</p> <p>記載方針の相違 泊は測定機能喪失の確認手段について記載</p> <p>記載方針の相違、記載表現の相違</p> <p>体制の相違</p> <p>記載方針の相違 記載方針の相違</p> <p>運用方法の相違</p> <p>体制の相違 記載方針の相違 女川は保管場所を記載 記載方針の相違 泊は詳細な機器構成を記載 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>タが伝送されていることを確認し、監視、測定を開始する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、可搬式モニタリングポストの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。 なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、使用中に充電電池の残量が少ない場合、予備の充電電池と交換する（連続7日間以上使用可能）。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員4名にて実施し、6台配置した場合の所要時間は約3.5時間と想定する。</p> <p>車両等による所定の場所までの運搬ができない場合は、アクセス可能な場所まで車両等で運搬し、その後は台車等により運搬できるよう配慮する。 （添付資料 1.17.2、1.17.3、1.17.4、1.17.5）</p> <p>(3) 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬式モニ</p>	<p>開始する。なお、可搬型モニタリングポストを設置する際に、あらかじめ可搬型モニタリングポスト本体を養生シートにより養生することで、可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>③ 放射線管理班員は、可搬型モニタリングポストの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。 なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>④ 放射線管理班員は、使用中に外部バッテリーの残量が少ない場合、予備の外部バッテリーと交換する（外部バッテリーは連続5日以上使用可能である。なお、9台の可搬型モニタリングポストの外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、作業開始を判断してから移動時間も含めて400分以内で可能である。）。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応のうち、モニタリングポストの代替測定（6台）は、放射線管理班員4名にて実施し、作業開始を判断してから270分以内で可能である。また、海側の測定（2台）は、放射線管理班員2名にて実施し、作業開始を判断してから90分以内で可能である。さらに、加圧判断用の測定（1台）は、重大事故等対応要員2名にて実施し、作業開始を判断してから40分以内で可能である。</p> <p>車両等で設置場所までの運搬ができない場合は、アクセスルート上に車両等で運搬し、設置する。</p> <p>また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p>	<p>④ 放管班員は、可搬型モニタリングポストの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。 なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤ 放管班員は、使用中に充電電池の残量が少ない場合、予備の充電電池と交換する。 （連続3.5日間以上使用可能。）</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は、放管班員2名にて実施し、8台設置した場合の所要時間は約3時間と想定する。</p> <p>車等による所定の場所までの運搬ができない場合は、アクセス可能な場所まで車等で運搬し、その後は台車等により運搬できるよう配慮する。 また、可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確保し、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信設備を整備する。 （添付資料1.17.2、3、4、5）</p> <p>(3) 可搬型モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量の測定 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、発電所山側及び海側や緊急時対策所付近を含む原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線</p>	<p>記載方針の相違 泊は可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策を別項目（b. 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策）で記載</p> <p>記載方針の相違、設備の相違</p> <p>運用の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違 泊は夜間等のアクセス性について記載。</p> <p>記載方針の相違 ・女川は「(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定」にて、可搬型モニタリングポストの代替測定と海側+緊急時対策所</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>タリングポストにより監視し、及び測定し、並びにその測定結果を記録する。ただし、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できる場合の当該4方位（モニタリングステーション及びモニタリングポストの設置場所が2方位について重なるため4方位となる。）の測定については、モニタリングステーション及びモニタリングポストを優先して使用することとし、モニタリングステーション又はモニタリングポストが機能喪失した場合の可搬式モニタリングポストによる代替測定については、1.17.2.1(2)項により実施する。可搬式モニタリングポストの配置位置を第1.17.4 図に示す。</p> <p>なお、上記に加えて、緊急時対策所内の加圧判断用のモニタとして緊急時対策所付近に可搬式モニタリングポスト1台を同様に配置し、使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合。</p> <p>b. 操作手順 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所付近の放射線量測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.5 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員に可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所付近の放射線量の測定開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、中央制御室に移動し、可搬式モニタリングポスト監視用端末を起動する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、必要とする数量の可搬式モニタリングポスト本体、バッテリー部及び衛星携帯アンテナ部を車両等に積載し、測定場所まで運搬、配置し、緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、監視、測定を開始する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、可搬式モニタリングポストの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。 なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p>		<p>量は、可搬型モニタリングポストにより監視し、及び測定し、並びにその測定結果を記録するための手順を整備する。ただし、多様性拡張設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションが使用できる場合の8箇所の測定については、モニタリングポスト及びモニタリングステーションを優先して使用することとし、モニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合の可搬型モニタリングポストによる代替測定については、1.17.2.1(2)項により実施する。可搬型モニタリングポストの設置位置を第1.17.4図に示す。</p> <p>なお、モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストを緊急時対策所内の加圧判断用のモニタとして使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合。</p> <p>b. 操作手順 可搬型モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.5図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班長に可搬型モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量の測定開始を指示する。</p> <p>② 放管班員は、緊急時対策所内の可搬型モニタリングポスト監視用端末を起動する。</p> <p>③ 放管班員は、必要とする数量の可搬型モニタリングポスト本体、バッテリー部及び衛星携帯アンテナ部を車等に積載し、測定場所まで運搬・設置し、緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、監視・測定を開始する。</p> <p>④ 放管班員は、可搬型モニタリングポストの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。 なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p>	<p>の設置手順を記載しているのに対して、泊では「(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定」で代替測定のみの手順を記載し、「(3) 可搬型モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量の測定」で海側3箇所と緊急時対策所付近の設置について記載している</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>⑤ 緊急安全対策要員は、使用中に充電池の残量が少ない場合、予備の充電池と交換する（連続7日間以上使用可能）。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員4名にて実施し、可搬式モニタリングポストによる代替測定を含めたモニタリングステーション及びモニタリングポストの測定でカバーできない4方位及び緊急時対策所付近に対して可搬式モニタリングポストを配置する場合の一連の作業の所要時間は、約2.3時間と想定する。 車両等による所定の場所までの運搬ができない場合は、アクセス可能な場所まで車両等で運搬し、その後は台車等により運搬できるよう配慮する。</p> <p>（添付資料1.17.2、1.17.3、1.17.4、1.17.5）</p> <p>(4) 放射性物質の濃度の代替測定 a. 可搬型放射線計測装置等による空気中の放射性物質の濃度の測定 重大事故等時の放射性物質の濃度（空气中）は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）により監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。放射性物質の濃度（空气中）を測定する優先順位は、多様性拡張設備である移動式放射能測定装置（モニタ車）を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を使用するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1図に示す。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、移動式放射能測定装置（モニタ車）に搭載しているダスト・よう素サンプラ、汚染サーベイメータ又はよう素モニタの故障等により、移動式放射能測定装置（モニタ車）による放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合。</p>	<p>(4) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定 （女川は1.17-18ページに記載）</p>	<p>⑤ 放管班員は、使用中に充電池の残量が少ない場合、予備の充電池と交換する。（連続3.5日間以上使用可能。）</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は、放管班員2名にて実施し、可搬型モニタリングポストによる代替測定を含めたモニタリングポスト及びモニタリングステーションの測定でカバーできない発電所海側3箇所及び緊急時対策所1箇所に対して可搬型モニタリングポストを設置する場合の一連の作業の所要時間は、約1時間50分と想定する。 車等による所定の場所までの運搬ができない場合は、アクセス可能な場所まで車等で運搬し、その後は台車等により運搬できるよう配慮する。 また、可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確保し、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信設備を整備する。 （添付資料1.17.2、3、4、5）</p> <p>(4) 放射性物質の濃度の代替測定 a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 重大事故等時の放射性物質の濃度（空气中）は、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ）により監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。放射性物質の濃度（空气中）を測定する優先順位は、多様性拡張設備である放射能観測車を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ）を使用するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1図に示す。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンプラ又はダスト・よう素測定装置の故障等により、放射能観測車による放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合。</p>	<p>記載表現の相違 記載箇所の相違 女川は1.17-18ページに記載</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>移動式放射能測定装置（モニタ車）による測定機能喪失の確認については、移動式放射能測定装置（モニタ車）に搭載しているダスト・よう素サンプラの稼働状況、並びに汚染サーベイメータ及びよう素モニタの指示値にて確認する。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型放射線計測装置による放射性物質の濃度の代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.6図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員に放射性物質の濃度の測定開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、可搬式ダストサンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、発電所対策本部長が指示した場所において試料を採取する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータ及びNaIシンチレーションサーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータにてダスト濃度を、NaIシンチレーションサーベイメータによりよう素濃度を監視、測定する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約75分と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信設備等を整備する。</p> <p>（添付資料 1.17.2、1.17.6、1.17.8、1.17.9）</p> <p>b. 移動式放射能測定装置（モニタ車）による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>重大事故等時に発電所及びその周辺において、放射性物質の濃度（空气中）を移動式放射</p>	<p>(3) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>周辺監視区域境界付近等の空気中の放射性物質の濃度を放射能観測車により監視し、及び測</p>	<p>放射能観測車による測定機能喪失の確認については、放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンプラの稼働状況及びダスト・よう素測定装置の指示値にて確認する。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>放射能測定装置による放射性物質の濃度の代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.6図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班長に放射性物質の濃度の測定開始を指示する。</p> <p>② 放管班員は、可搬式ダスト・よう素サンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、放管班長が指示した場所において試料を採取する。</p> <p>③ 放管班員は、GM汚染サーベイメータ及びNaI(Tl)シンチレーションサーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>④ 放管班員は、GM汚染サーベイメータにてダスト濃度を、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによりよう素濃度を監視・測定する。</p> <p>⑤ 放管班員は、現場で測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約1時間10分と想定する。</p> <p>可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確保し、円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信設備を整備する。</p> <p>（添付資料1.17.2、6、9）</p> <p>b. 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>重大事故等時に発電所及びその周辺において、放射性物質の濃度（空气中）を放射能観測</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>運用の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊は夜間等のアクセス性について記載。</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>能測定装置（モニタ車）により監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1図に示す。</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）は、通常時から放射性物質の濃度を測定しており、重大事故等時に使用できる場合は、継続して放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値等を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順 移動式放射能測定装置（モニタ車）による空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.7図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員に空気中の放射性物質の濃度の測定開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長の指示した場所において試料を採取する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、移動式放射能測定装置（モニタ車）のダスト・よう素サンプラに、ダストろ紙とよう素用カートリッジをセットし、発電所対策本部長が指示した場所において試料を採取する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、移動式放射能測定装置（モニタ車）に積載の汚染サーベイメータにてダスト濃度を監視、測定するとともに、移動式放射能測定装置（モニタ車）に積載のよう素モニタにより、よう素濃度を監視、測定する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場での測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p>	<p>定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。</p> <p>放射能観測車は、通常時は第2保管エリアに保管しており、重大事故等時に測定機能等が喪失していない場合は、空気中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>なお、放射能観測車が機能喪失した場合は、「1.17.2.1(4)可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 発電所対策本部長が「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p> <p>b. 操作手順 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-6図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。</p> <p>② 放射線管理班員は、発電所対策本部長の指示した場所に放射能観測車を移動し、ダスト・よう素サンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。</p> <p>③ 放射線管理班員は、放射性ダスト測定装置によりダスト濃度、放射性よう素測定装置によりよう素濃度を監視・測定する。</p> <p>④ 放射線管理班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p>	<p>車により監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1図に示す。</p> <p>放射能観測車は、通常時から放射性物質の濃度を測定しており、重大事故等時に使用できる場合は、継続して放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値等を確認し、発電用原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.7図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班長に空気中の放射性物質の濃度の測定開始を指示する。</p> <p>② 放管班員は、放射能観測車のダスト・よう素サンプラに、ダストろ紙とよう素用カートリッジをセットし、放管班長が指示した場所において試料を採取する。</p> <p>③ 放管班員は、放射能観測車に積載のダスト測定装置にてダスト濃度を、よう素測定装置により、よう素濃度を監視・測定する。</p> <p>④ 放管班員は、現場での測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p>	<p>記載方針の相違 記載表現の相違 記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約75分と想定する。 （添付資料1.17.2、1.17.6、1.17.7、1.17.9）</p>	<p>c. 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、一連の作業（1か所当たり）は、作業開始を判断してから80分以内で可能である。 また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>(4) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定 重大事故等時に放射能観測車が機能喪失した場合、可搬型放射線計測装置（ダスト・よう素サンプラの代替として可搬型ダスト・よう素サンプラ、放射性よう素測定装置の代替としてγ線サーベイメータ、放射性ダスト測定装置の代替としてβ線サーベイメータ）による空気中の放射性物質の濃度の代替測定を行う。可搬型放射線計測装置により空気中の放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17-1 図に示す。可搬型放射線計測装置の保管場所を第1.17-7 図に示す。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等時、発電所対策本部長が放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンプラの使用可否、放射性よう素測定装置及び放射性ダスト測定装置の指示値を確認し、放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。</p> <p>b. 操作手順 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-8 図に示す。 ①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定の開始を指示する。 ②放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータ）の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。</p>	<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約1時間と想定する。 （添付資料1.17.2、7、9）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 （泊は1.17-16 ページに記載）</p> </div>	<p>記載表現の相違</p> <p>運用の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載箇所の相違 泊は1.17-16 ページに記載</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(5) 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>重大事故等時の発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における、放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）及び電離箱サーベイメータにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>発電所の周辺海域については、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。これらのための手順を整備する。</p> <p>a. 可搬型放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空气中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p>	<p>③放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータ）を車両等に積載し、発電所対策本部長が指示した場所に運搬・移動し、可搬型ダスト・よう素サンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。</p> <p>④放射線管理班員は、γ線サーベイメータによりよう素濃度、β線サーベイメータによりダスト濃度を監視・測定する。</p> <p>⑤放射線管理班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、一連の作業（1か所当たり）は、作業開始を判断してから100分以内で可能である。また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>(5) 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>重大事故等時に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）及び小型船舶により、放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。</p> <p>可搬型放射線計測装置の保管場所及び海水・排水試料採取場所を第1.17-7 図に示す。</p> <p>a. 可搬型放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>重大事故等時に発電用原子炉施設から気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合において発電所及びその周辺の空气中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、可搬型放射線計測装置により空气中の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p>	<p>(5) 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>重大事故等時の発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における、放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量は、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）及び電離箱サーベイメータにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>周辺海域については、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。これらのための手順を整備する。</p> <p>a. 放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空气中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>重大事故等の発生により、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順 「可搬型放射線計測装置による放射性物質及び放射線量の測定」のうち空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.6図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、空気中の放射性物質の濃度の測定が必要な場合、緊急安全対策要員に作業開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長の指示した場所において試料を採取する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、可搬式ダストサンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、発電所対策本部長の指示した場所において試料を採取する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、必要に応じて前処理を行い、汚染サーベイメータによりダスト濃度、NaIシンチレーションサーベイメータによりよう素濃度、ZnSシンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を監視、測定する。可搬型放射線</p>	<p>重大事故等時、発電所対策本部長がスタック放射線モニタの指示値及び警報表示を確認し、スタック放射線モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合。</p> <p>又は、スタック放射線モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、発電所対策本部長が発電用原子炉施設から気体状の放射性物質が放出されたおそれがあると判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-9図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に空気中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。</p> <p>② 放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータ）の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。</p> <p>③ 放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータ）を車両等に積載し、発電所対策本部長が指示した場所に運搬・移動し、可搬型ダスト・よう素サンプラにダストろ紙及びよう素カートリッジをセットし、試料を採取する。</p> <p>④ 放射線管理班員は、必要に応じて前処理を行い、γ線サーベイメータによりガンマ線、β線サーベイメータによりベータ線、α線サーベイメータによりアルファ線を放出する放射性物質の濃度（空気中）を監視・測定する。</p> <p>また、自主対策設備であるGe 半導体式試料</p>	<p>重大事故等の発生により、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、発電用原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順 放射能測定装置による放射性物質及び放射線量の測定のうち空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.6図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、空気中の放射性物質の濃度の測定が必要な場合、放管班長に作業開始を指示する。</p> <p>② 放管班員は、可搬型ダスト・よう素サンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、放管班長の指示した場所において試料を採取する。</p> <p>③ 放管班員は、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>④ 放管班員は、必要により前処理を行い、GM汚染サーベイメータによりダスト濃度、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによりよう素濃度、α線シンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を監視・測定する。放射能測定装置が使用</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>体制の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>計測装置が使用できない場合、多様性拡張設備であるZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約75分と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信設備等を整備する。 （添付資料 1.17.2、1.17.6、1.17.9）</p> <p>b. 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出のおそれがある、又は放出された場合に、可搬型放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>海水、排水の試料採取場所を第1.17.8図に示す。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合。</p> <p>(b) 操作手順 「可搬型放射線計測装置による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」のうち水中の放射性物質の濃度の測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.9 図に示す。</p>	<p>放射能測定装置、可搬型Ge 半導体式試料放射能測定装置、ガスフロー測定装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>なお、測定は、重大事故等対処設備である可搬型放射線計測装置による測定を優先する。</p> <p>⑤ 放射線管理班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、一連の作業（1か所当たり）は、作業開始を判断してから100分以内で可能である。</p> <p>また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>b. 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 重大事故等時に発電用原子炉施設から液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合において発電所及びその周辺の水中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、可搬型放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等時、発電所対策本部長が放射性廃棄物放出水モニタの指示値及び警報表示を確認し、放射性廃棄物放出水モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合。 又は、放射性廃棄物放出水モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、発電所対策本部長が発電用原子炉施設から発電所の周辺海域へ放射性物質が含まれる水が放出されたおそれがあると判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-10 図に示す。</p>	<p>できない場合、多様性拡張設備であるZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、Ge半導体測定装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>⑤ 放管班員は、現場で測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約1時間10分と想定する。 可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確保し、円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信設備を整備する。 （添付資料1.17.2、6、9）</p> <p>b. 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定 重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性物質が放出のおそれがある、又は放出された場合に、放射能測定装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>海水、排水の試料採取場所を第1.17.8図に示す。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、発電用原子炉施設から周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合。</p> <p>(b) 操作手順 放射能測定装置による放射性物質の濃度及び放射線量の測定のうち水中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.9図に示す。</p>	<p>設備の相違 多様性拡張設備（自主対策設備）の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>運用方法の相違 記載方針の相違 泊は夜間等のアクセス性について記載。 記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員に取水路、放水路付近の海水、排水サンプリングを行い放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、採取用資機材を用いて試料採取場所から海水又は排水を採取する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、NaIシンチレーションサーベイメータにより、採取した試料の放射性物質の濃度を測定する。また、必要に応じて前処理を行い、ZnSシンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を監視、測定する。可搬型放射線計測装置が使用できない場合、多様性拡張設備であるZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場での測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施し一連の作業の所要時間は、約95分と想定する。 円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信設備等を整備する。 (添付資料1.17.2、1.17.8、1.17.9)</p> <p>c. 可搬型放射線計測装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定</p>	<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に水中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。</p> <p>② 放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータ）の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。</p> <p>③ 放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータ）を車両等に積載し、試料採取場所に運搬・移動し、採取用資機材を用いて海水等の試料を採取する。</p> <p>④ 放射線管理班員は、必要に応じて前処理を行い、γ線サーベイメータによりガンマ線、β線サーベイメータによりベータ線、α線サーベイメータによりアルファ線を放出する放射性物質の濃度（水中）を監視・測定する。 また、自主対策設備であるGe 半導体式試料放射能測定装置、可搬型Ge 半導体式試料放射能測定装置、ガスフロー測定装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。 なお、測定は、重大事故等対処設備である可搬型放射線計測装置による測定を優先する。</p> <p>⑤ 放射線管理班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、一連の作業（1か所当たり）は、作業開始を判断してから70分以内で可能である。 また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>c. 可搬型放射線計測装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定</p>	<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班長に取水口、放水口付近の海水、排水サンプリングを行い放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。</p> <p>② 放管班員は、採取用資機材を用いて試料採取場所から海水又は排水を採取する。</p> <p>③ 放管班員は、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>④ 放管班員は、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータにより、採取した試料の放射性物質の濃度を測定する。また、必要に応じて前処理を行い、α線シンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を監視・測定する。放射能測定装置が使用できない場合、多様性拡張設備であるZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、Ge半導体測定装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>⑤ 放管班員は、現場での測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放管班員2名にて実施し一連の作業の所要時間は、約2時間と想定する。 可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確保し、円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信設備を整備する。 (添付資料1.17.2、8、9)</p> <p>c. 放射能測定装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違の相違 多様性拡張設備（自主対策設備）の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>運用方法の相違 記載方針の相違 ・泊は夜間等のアクセス性について記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の土壤中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壤中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）。</p> <p>(b) 操作手順 「可搬型放射線計測装置による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」のうち土壤中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。 ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、土壤中の放射性物質の濃度の測定が必要な場合、緊急安全対策要員に作業開始を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長の指示した場所において試料を採取する。 ③ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。 ④ 緊急安全対策要員は、必要に応じて前処理を行い、汚染サーベイメータによりγ線、ZnS</p>	<p>重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の土壤中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合、可搬型放射線計測装置により土壤中の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等時、発電所対策本部長が以下のいずれかにより気体状の放射性物質が放出されたと判断した場合（放射性雲通過後）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1.17.2.1 (3) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定」 ・「1.17.2.1 (4) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」 ・「1.17.2.1 (5) a. 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定」 ・スタック放射線モニタ（測定機能が喪失していない場合） <p>(b) 操作手順 可搬型放射線計測装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-11図に示す。 ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に土壤中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。 ② 放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータ）の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。 ③ 放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータ）を車両等に積載し、発電所対策本部長が指示した場所に運搬・移動し、試料を採取する。 ④ 放射線管理班員は、必要に応じて前処理を行い、γ線サーベイメータによりガンマ線、β線</p>	<p>重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の土壤中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、発電用原子炉施設から放射性物質が放出され、土壤中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）。</p> <p>(b) 操作手順 放射能測定装置による放射性物質の濃度及び放射線量の測定のうち土壤中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.10図に示す。 ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、土壤中の放射性物質の濃度の測定が必要な場合、放管班長に作業開始を指示する。 ② 放管班員は、放管班長の指示した場所において試料を採取する。 ③ 放管班員は、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。 ④ 放管班員は、必要に応じて前処理を行い、GM汚染サーベイメータによりγ線、α線シンチレ</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違 記載方針の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違 記載箇所の相違 記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違 記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>シンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を監視、測定する。可搬型放射線計測装置が使用できない場合、多様性拡張設備であるZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場での測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約60分と想定する。 円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信設備等を整備する。 (添付資料 1.17.2、1.17.9)</p> <p>d. 海上モニタリング測定 発電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合に、小型船舶で電離箱サーベイメータ及び可搬型放射線計測装置により放射性物質の濃度及び放射線量測定を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放射性物質漏えいが確認される等により小型船舶による海上モニタリングが必要となった場合。</p>	<p>サーベイメータによりベータ線、α線サーベイメータによりアルファ線を放出する放射性物質の濃度（土壌中）を監視・測定する。また、自主対策設備であるGe半導体式試料放射能測定装置、可搬型Ge半導体式試料放射能測定装置、ガスフロー測定装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>なお、測定は、重大事故等対処設備である可搬型放射線計測装置による測定を優先する。</p> <p>⑤ 放射線管理班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、一連の作業（1か所当たり）は、作業開始を判断してから70分以内で可能である。</p> <p>また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>d. 海上モニタリング 重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合、小型船舶で周辺海域を移動し、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）により空气中及び水中の放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行う。 小型船舶の保管場所及び運搬ルートを図1.17-12に示す。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等時、発電所対策本部長が以下のいずれかにより気体状又は液体状の放射性物質が放出されたと判断した場合（放射性雲通過後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1.17.2.1 (3) 放射能観測車による空气中の放射性物質の濃度の測定」 ・「1.17.2.1 (4) 可搬型放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定」 	<p>シンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を監視・測定する。放射能測定装置が使用できない場合、多様性拡張設備であるZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、Ge半導体測定装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>⑤ 放管班員は、現場での測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約1時間と想定する。 可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確保し、円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信設備を整備する。 (添付資料1.17.2、9)</p> <p>d. 海上モニタリング測定 発電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合に、小型船舶で電離箱サーベイメータ及び放射能測定装置により放射性物質の濃度及び放射線量測定を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値等を確認し、発電用原子炉施設から発電所の周辺海域への放射性物質漏えいが確認される等により小型船舶による海上モニタリングが必要となった場合。</p>	<p>記載方針の相違 記載表現の相違 設備の相違 多様性拡張設備（自主対策設備）の相違</p> <p>記載方針の相違 記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違 運用方法の相違 ・所要時間の相違 記載方針の相違 泊は夜間等のアクセス性について記載。</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違 記載方針の相違</p> <p>記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(b) 操作手順 「可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」のうち小型船舶による海上モニタリング測定手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.10図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に海上モニタリングの測定の開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、小型船舶を車両等に積載し、岸壁に運搬する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、測定用資機材を小型船舶に積載し、小型船舶にて発電所対策本部長の指示した場所へ移動し、電離箱サーベイメータにより放射線量率を測定する。可搬式ダストサンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。海水は、採取用資機材を用いて採取する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータによりダスト中の放射性物質の濃度を測定し、NaIシンチレーションサーベイメータによりよう素濃度及び海水の放射性物質の濃度を測定する。 また、必要に応じて前処理を行い、ZnSシ</p>	<p>・「1.17.2.1 (5) a. 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定」 ・「1.17.2.1 (5) b. 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定」 ・スタック放射線モニタ（測定機能が喪失していない場合） ・放射性廃棄物放出水モニタ（測定機能が喪失していない場合）</p> <p>(b) 操作手順 海上モニタリングについての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-13図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に海上モニタリングの開始を指示する。</p> <p>② 放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。</p> <p>③ 放射線管理班員は、第1保管エリアにある小型船舶を車両に連結又は車載し、物揚場へ移動する。</p> <p>④ 放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置を小型船舶に積載し、小型船舶にて発電所対策本部長が指示した場所へ運搬・移動し、電離箱サーベイメータにより放射線量を測定する。可搬式ダスト・よう素サンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。海水は、採取用資機材を用いて採取する。</p> <p>⑤ 放射線管理班員は、 必要に応じて前処理を行い、γ線サーベイメータ</p>	<p>(b) 操作手順 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定のうち小型船舶による海上モニタリング測定手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.11図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき放管班長に海上モニタリングの測定の開始を指示する。</p> <p>② 放管班員は、小型船舶を積載した車両を岸壁に運搬する。</p> <p>③ 放管班員は、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>④ 放管班員は、測定用資機材を小型船舶に積載し、小型船舶にて放管班長の指示した場所へ移動し、電離箱サーベイメータにより放射線量率を測定する。可搬式ダスト・よう素サンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。海水は、採取用資機材を用いて採取する。</p> <p>⑤ 放管班員は、GM汚染サーベイメータによりダスト中の放射性物質の濃度を測定し、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによりよう素濃度及び海水の放射性物質の濃度を測定する。また、必要に応じて前処理を行い、α線シ</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>ンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を監視、測定する。可搬型放射線計測装置が使用できない場合、多様性拡張設備であるZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員4名にて実施し、小型船舶が海面に着水するまでの時間を約2時間と想定する。 その後の放射線量及び放射性物質の濃度の測定は、一連の作業（1箇所当たり）の所要時間を、発電所近くで約100分と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信設備等を整備する。</p> <p>(添付資料 1.17.2、1.17.9)</p> <p>(6) バックグラウンド低減対策等 a. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 事故後の周辺汚染により測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。 重大事故等により放射性物質の放出のおそれがある場合、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの検出器の養生を行う。放射性物質の放出によりモニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポスト配置場所周辺の汚染を確認した場合、周辺の汚染レベルを確認し、測定設備の除染、周辺の土壌撤去、樹木の伐採等を行い、バックグラウンドレベルを低減する。 バックグラウンド低減対策のうちモニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬</p>	<p>によりガンマ線、β線サーベイメータによりベータ線、α線サーベイメータによりアルファ線を放出する放射性物質の濃度（空気中及び水中）を監視・測定する。また、自主対策設備であるGe半導体式試料放射能測定装置、可搬型Ge半導体式試料放射能測定装置、ガスフロー測定装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>なお、測定は、重大事故等対処設備である可搬型放射線計測装置による測定を優先する。</p> <p>⑥ 放射線管理班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班員3名にて実施し、一連の作業は、作業開始を判断してから200分以内（資機材準備等90分以内、以降の作業は1か所当たり110分以内）で可能である。</p> <p>また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>(6) モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 事故後の周辺汚染によりモニタリングポストによる測定ができなくなることを避けるため、モニタリングポストのバックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。</p>	<p>ンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を監視・測定する。放射能測定装置が使用できない場合、多様性拡張設備であるZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、Ge半導体測定装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>⑥ 放管班員は、現場で測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放管班員3名にて実施し、小型船舶が海面に着水するまでの時間を約1時間40分と想定する。その後の放射線量及び放射性物質の濃度の測定は、一連の作業（1箇所当たり）の所要時間を、発電所近くで約1時間30分と想定する。</p> <p>可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確保し、円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信設備を整備する。</p> <p>(添付資料1.17.2、9)</p> <p>(6) バックグラウンド低減対策等 a. モニタリングポスト、モニタリングステーションのバックグラウンド低減対策 事故後の周辺汚染によりモニタリングポスト、モニタリングステーションによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、モニタリングポスト、モニタリングステーションのバックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。</p> <p>バックグラウンド低減対策のうちモニタリングポスト、モニタリングステーションのバック</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>多様性拡張設備（自主対策設備）の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>運用方法の相違</p> <p>・所要時間の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊は夜間等のアクセス性について記載。</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策についての手順の概要は以下のとおり。また、タイムチャートを第1.17.11図に示す。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 重大事故等により放射性物質の放出のおそれがあることを確認した場合。</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>① 発電所対策本部長は、重大事故等により放射性物質の放出のおそれがあることを確認した場合に、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの検出器が汚染することを防止するため、緊急安全対策要員に検出器の養生作業を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、車両等によりモニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポスト配置場所に移動し、検出器の養生作業を行う。また、時間に余裕がある場合は、局舎自体の養生も行う。</p> <p>③ 発電所対策本部長は、重大事故等による放射性物質の放出が停止したと判断した後、モニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポストの放射線量が通常のバックグラウンドより高い場合には、緊急安全対策要員に当該モニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポスト配置場所周辺の汚染レベルの確認及びバックグラウンド低減対策を指示する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、当該モニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モ</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等時、発電所対策本部長がモニタリングポストの指示値が安定している状態でモニタリングポスト周辺のバックグラウンドレベルとモニタリングポストの指示値に有意な差があることを確認し、モニタリングポストのバックグラウンド低減対策が必要と判断した場合（放射性雲通過後）。</p> <p>b. 操作手順 モニタリングポストのバックグラウンド低減対策についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-14 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員にモニタリングポストのバックグラウンド低減対策として、モニタリングポストの検出器保護カバーの交換を指示する。</p> <p>② 放射線管理班員は、車両等によりモニタリングポストに移動し、検出器保護カバーの交換作業を行う。</p> <p>③ 放射線管理班員は、モニタリングポストの周辺汚染を確認した場合、必要に応じてモニタリングポストの局舎壁等の除染、除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。</p>	<p>グラウンド低減対策についての手順の概要は以下のとおり。また、タイムチャートを第1.17.12 図に示す。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等時、放管班長がモニタリングポスト、モニタリングステーションの指示値が安定している状態でモニタリングポスト、モニタリングステーション周辺のバックグラウンドレベルとモニタリングポスト、モニタリングステーションの指示値に有意な差があることを確認し、モニタリングポスト、モニタリングステーションのバックグラウンド低減対策が必要と判断した場合。（ブルーム通過後）</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>① 放管班長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員にモニタリングポスト、モニタリングステーションのバックグラウンド低減対策として、検出器保護カバーの除染を指示する。</p> <p>② 放管班員は、車等によりモニタリングポスト、モニタリングステーション設置場所に移動し、検出器保護カバーの除染を行う。</p> <p>③ 放管班長は、モニタリングポスト、モニタリングステーションの周辺汚染を確認した場合、必要に応じてモニタリングポスト、モニタリングステーションの局舎壁等の除染、除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>運用方法の相違 泊はバックグラウンド低減対策で資機材（交換用の検出器カバー）削減のためモニタリングポストの検出器保護カバーの除染を実施する。</p> <p>記載表現の相違</p> <p>運用方法の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>ニタリングポスト配置場所に移動し、サーベイメータ等により周辺の汚染レベルを確認する。</p> <p>⑥ 発電所対策本部長は、汚染状況の調査結果を踏まえ、周辺の汚染を確認した場合、汚染されている場所に応じて次のバックグラウンド低減対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検出器の養生を撤去する。養生を撤去しても検出器が汚染されている場合には検出器の拭き取り等を実施する。 ・ 測定設備が汚染されている場合は、測定設備の除染を実施する。 ・ 設備周辺が汚染されている場合は、アスファルトやコンクリートの除染を実施する。 ・ 設備周辺の土壌等が汚染されている場合は、土壌等の撤去や周辺樹木の伐採を実施する。 <p>⑦ 放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安は通常時の放射線量率レベルとする。ただし、通常値まで低減することが困難な場合には、可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施し、一連の作業の所要時間は、約3時間と想定する。 (添付資料 1.17.12)</p>	<p>c. 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、モニタリングポスト6台分の検出器保護カバーの交換作業は、作業開始を判断してから390分以内で可能である。 また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>(7) 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 事故後の周辺汚染により可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等時、発電所対策本部長が可搬型モ</p>	<p>(c)操作の成立性 上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一連の作業の所要時間は、約2時間と想定する。 可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確保し、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信設備を整備する。 (添付資料1.17.12)</p> <p>b. 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 事故後の周辺汚染により可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。 バックグラウンド低減対策のうち可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策についての手順の概要は以下のとおり。また、タイムチャートを第1.17.13図に示す。</p> <p>(a)手順着手の判断基準 重大事故等時、放管班長が可搬型モニタリン</p>	<p>運用方法の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>b. 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策</p> <p>重大事故等発生後の周辺汚染により放射性物質の濃度測定時のバックグラウンドが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能になった場合、</p> <p>可搬型放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定す</p>	<p>ニタリングポストの指示値が安定している状態で可搬型モニタリングポスト周辺のバックグラウンドレベルと可搬型モニタリングポストの指示値に有意な差があることを確認し、可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策が必要と判断した場合（放射性雲通過後）。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-15図に示す。</p> <p>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策として、可搬型モニタリングポストの養生シートの交換を指示する。</p> <p>②放射線管理班員は、車両等により可搬型モニタリングポストに移動し、養生シートの交換作業を行う。</p> <p>③放射線管理班員は、可搬型モニタリングポストの周辺汚染を確認した場合、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、可搬型モニタリングポスト9台分の養生シート交換作業は、作業開始を判断してから400分以内で可能である。また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>(8) 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策</p> <p>事故後の周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能となるおそれがある場合、放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策を行うための手順を整備する。</p> <p>可搬型放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲む等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。</p>	<p>グポストの指示値が安定している状態で可搬型モニタリングポスト周辺のバックグラウンドレベルと可搬型モニタリングポストの指示値に有意な差があることを確認し、可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策が必要と判断した場合。（ブルーム通過後）</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>① 放管班長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員に可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策として、検出器の養生袋の交換を指示する。</p> <p>② 放管班員は、車等により可搬型モニタリングポスト設置場所に移動し、検出器の養生袋の交換作業を行う。</p> <p>③ 放管班長は、可搬型モニタリングポストの周辺汚染を確認した場合、必要に応じて可搬型モニタリングポストの局舎壁等の除染、除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一連の作業の所要時間は、約2時間40分と想定する。</p> <p>可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確保し、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信設備を整備する。 (添付資料1.17.12)</p> <p>c. 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策</p> <p>重大事故等発生後の周辺汚染により放射性物質の濃度測定時のバックグラウンドが上昇し、放射能測定装置が測定不能になった場合、</p> <p>放射能測定装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>運用方法の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>る。 なお、可搬型放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲んだ場合でも可搬型放射線計測装置が測定不能になる場合は、1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内等のバックグラウンドレベルが低い場所に移動して、測定を行う。 (添付資料1.17.9)</p> <p>c. 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制 重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国、地方公共団体と連携して策定されるモニタリング計画にしたがい、資機材及び要員の動員、放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。 また、原子力災害が発生した場合に他の原子</p>	<p>なお、可搬型放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲んだ場合でも可搬型放射線計測装置が測定不能となるおそれがある場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、測定を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等時、発電所対策本部長が可搬型放射線計測装置を使用する場所でバックグラウンドレベルの上昇により、可搬型放射線計測装置による測定ができなくなるおそれがあると判断した場合。</p> <p>b. 操作手順 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-16図に示す。 ①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策として、可搬型放射線計測装置により放射性物質の濃度を測定する場合は、遮蔽材で囲む等の対策をとるよう指示する。 ②放射線管理班員は、遮蔽材で囲む等の対策をとり、可搬型放射線計測装置により放射性物質の濃度を測定する。 ③放射線管理班員は、②の対策でも測定不能となるおそれがある場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、測定を行う。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、遮蔽材で囲む等は、作業開始を判断してから20分以内で可能である。また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>(9) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制 重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国が地方公共団体と連携して策定する緊急時モニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。 また、原子力災害が発生した場合に他の原子</p>	<p>なお、放射能測定装置の検出器周囲を遮蔽材で囲んだ場合でも放射能測定装置が測定不能になる場合は、1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内等のバックグラウンドレベルが低い場所に移動して、測定を行う。 (添付資料1.17.9)</p> <p>d. 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制 重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国、地方公共団体と連携して策定されるモニタリング計画に従い、資機材及び要員の動員、放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。 また、原子力災害が発生した場合に他の原子</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、可搬型放射線計測装置の貸与等を受けることが可能である。 (添付資料1.17.11)</p> <p>1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等 重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。 重大事故等時の測定頻度については、気象観測設備及び可搬式気象観測装置による風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定を行う。</p> <p>(1) 可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定 重大事故等時の風向、風速その他の気象条件は、可搬式気象観測装置により測定し、及びその結果を記録する。風向、風速その他の気象条件を測定する優先順位は、多様性拡張設備である気象観測設備を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬式気象観測装置を使用するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1図に示す。 可搬式気象観測装置による代替測定地点については、計測データの連続性を考慮し、気象観測設備露場に隣接した位置に配置することを原則とし、第1.17.12図に示す。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、気象観測設備の故障等に</p>	<p>力事業者との協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を受けることが可能である。</p> <p>1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等 重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。 重大事故等時における気象観測設備及び代替気象観測設備による風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定を行う。</p> <p>(1) 気象観測設備による気象観測項目の測定 気象観測設備は、通常時から風向、風速その他の気象条件を連続測定しており、重大事故等時に測定機能等が喪失していない場合は、継続して気象観測項目を連続測定し、測定結果は記録紙に記録し、保存する。また、気象観測設備による風向、風速その他の気象条件の測定は、自動的な連続測定であるため、手順を要するものではない。 なお、気象観測設備が機能喪失した場合は、「1.17.2.2 (2) 代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定」を行う。</p> <p>(2) 代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定 重大事故等時に気象観測設備が機能喪失した場合、代替気象観測設備により発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための手順を整備する。</p> <p>この手順のフローチャートを第1.17-1図に示す。 代替気象観測設備による代替測定地点については、測定データの連続性を考慮し、発電所内を代表する気象観測設備の位置に設置することを原則とする。代替気象観測設備の設置場所及び保管場所を第1.17-17図に示す。 ただし、地震・火災等で設置場所にアクセスすることができない場合は、アクセスルート上の車両等で運搬できる範囲に設置場所を変更する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等時、発電所対策本部長が緊急時対</p>	<p>力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、放射能測定装置の貸与等を受けることが可能である。 (添付資料1.17.10, 11)</p> <p>1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等 重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。 重大事故等時の測定頻度については、気象観測設備及び可搬型気象観測設備による風向、風速その他気象条件の測定は、連続測定を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(3) 気象観測設備による気象観測項目の測定 (泊は1.17-33ページに記載)</p> </div> <p>(1) 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定 重大事故等時の風向、風速その他気象条件は、可搬型気象観測設備により測定し、及びその結果を記録する。風向、風速その他気象条件を測定する優先順位は、多様性拡張設備である気象観測設備を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型気象観測設備を使用するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1図に示す。 可搬型気象観測設備による代替測定地点については、計測データの連続性を考慮し、気象観測設備露場に隣接した位置に設置することを原則とし、第1.17.13図に示す。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、気象観測設備の故障等に</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>より、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合。</p> <p>気象観測設備の測定機能喪失の確認については、中央制御室の共通盤の指示値及び警報表示にて確認する。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>可搬式気象観測装置による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.13図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員に可搬式気象観測装置による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の代替測定の開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、可搬式気象観測装置一式を3、4号炉制御建屋内の保管場所から指定の場所まで運搬し、配置する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、可搬式気象観測装置と通信機器を接続し、それぞれの電源を投入後、緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、測定を開始する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、可搬式気象観測装置の記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、使用中に充電機の残量が少ない場合は、予備の充電機と交換する（連続約1.5日間使用可能）。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、緊急安全対策要員6名にて実施し一連の作業の所要時間は、約2時間と想定す</p>	<p>策所で気象観測設備の指示値を確認する等、気象観測設備による風向・風速・日射量・放射収支量・降水量のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-18 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定の開始を指示する。</p> <p>その際、発電所対策本部長は、アクセスルート等の被災状況を考慮し、設置場所を決定する。</p> <p>② 放射線管理班員は、第2保管エリアに保管してある代替気象観測設備を車両等に積載し、設置場所まで運搬・設置し、測定を開始する。緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、監視を開始する。</p> <p>③ 放射線管理班員は、代替気象観測設備の記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>④ 放射線管理班員は、使用中に外部バッテリーの残量が少ない場合は、予備の外部バッテリーと交換する（外部バッテリーは連続24時間以上使用可能である。なお、1台の代替気象観測設備の外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、作業開始を判断してから移動時間も含めて70分以内で可能である。）。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、一連の作業は、作業開始を判断してから210</p>	<p>より、気象観測設備による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の測定機能が喪失した場合。</p> <p>気象観測設備の測定機能喪失の確認については、中央制御室の環境監視盤等の指示値及び警報表示にて確認する。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>可搬型気象観測設備による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.14図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員に可搬型気象観測設備による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の代替測定の開始を指示する。</p> <p>② 放管班員は、可搬型気象観測設備一式を緊急時対策所の保管場所から指定の場所まで運搬・設置する。</p> <p>③ 放管班員は、可搬型気象観測設備と通信機器を接続し、それぞれの電源を投入後、緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、測定を開始する。</p> <p>④ 放管班員は、可搬型気象観測設備の記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤ 放管班員は、使用中に充電機の残量が少ない場合は、予備の充電機と交換する（連続約3.5日間使用可能）。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放管班員2名にて実施し一連の作業の所要時間は、約1時間30分と想定する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違、設備の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>運用方法の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>る。 (添付資料 1.17.2、1.17.13、1.17.14)</p>	<p>分以内で可能である。 車両等で設置場所までの運搬ができない場合は、アクセスルート上に車両等で運搬し、設置する。</p> <p>また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p>	<p>車等による所定の場所までの運搬ができない場合は、アクセス可能な場所まで車等で運搬し、その後は台車等により運搬できるよう配慮する。 また、可搬型照明により夜間等でのアクセシ性を確保し、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信設備を整備する。</p> <p>(添付資料1.17.2, 13, 14)</p> <p>(2) 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を設置し、風向、風速その他気象条件を測定し、及びその結果を記録するための手順を整備する。設置位置を図1.17.13に示す。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合</p> <p>b. 操作手順 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.15図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班長に可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の測定の開始を指示する。</p> <p>② 放管班員は、可搬型気象観測設備一式を緊急時対策所の保管場所から指定の場所まで運搬・設置する。</p> <p>③ 放管班員は、可搬型気象観測設備と通信機器を接続し、それぞれの電源を投入後、緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、測定を開始する。</p> <p>④ 放管班員は、可搬型気象観測設備の記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。 なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p>	<p>記載表現の相違 記載方針の相違</p> <p>運用方法の相違 ・泊は緊急時対策所におけるブルームの通過方向確認の風向データ測定のために、可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定を追加。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(2) 気象観測設備による気象観測項目の測定 重大事故等が発生した場合に、気象観測設備により発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録する。 気象観測設備は、通常時から風向、風速その他の気象条件を連続測定しており、重大事故等時にその測定機能が使用できる場合は、継続して連続測定し、測定結果は記録装置（電子メモリ）に記録し、保存する。なお、気象観測設備による風向、風速その他の気象条件の測定は、手順を要するものではなく自動的な連続測定である。</p>		<p>⑤ 放管班員は、使用中に充電電池の残量が少ない場合は、予備の充電電池と交換する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は、放管班員2名にて実施し一連の作業の所要時間は、約1時間10分と想定する。 可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確保し、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信設備を整備する。 (添付資料1.17.2, 13, 14)</p> <p>(3) 気象観測設備による気象観測項目の測定 重大事故等が発生した場合に、気象観測設備により発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録する。 気象観測設備は、通常時から風向、風速その他の気象条件を連続測定しており、重大事故等時にその測定機能が使用できる場合は、継続して連続測定し、測定結果は記録装置（電子メモリ）に記録し、保存する。なお、気象観測設備による風向、風速その他の気象条件の測定は、手順を要するものではなく自動的な連続測定である。 (添付資料1.17.2, 14)</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>1.17.2.3 モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーション及びモニタリングポストへ給電する。</p> <p>給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置からの給電を優先し、代替交流電源設備による給電が開始されれば給電元を切り替える。その後、代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））により緊急時対策所を経由してモニタリングステーション及びモニタリングポストへ給電する。</p> <p>代替交流電源設備からの給電の手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」のうち、1.18.2.4(1)「電源車（緊急時対策所用）による給電」にて整備する。</p> <p>なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、電源が喪失した状態から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合。</p> <p>b. 操作手順 (a) モニタリングステーション又はモニタリングポスト専用の無停電電源装置からは、全交流動力電源喪失時、自動的に給電される。</p> <p>(b) 電源車（緊急時対策所用）からの給電に関する手順は、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」のうち、1.18.2.4(1)「電源車（緊急時対策所用）による給電」にて整備する。なお、給電後、モニタリングステーション及びモニタリングポストの指示値を確認す</p>	<p>1.17.2.3 モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等 全交流動力電源喪失時は、モニタリングポスト専用の無停電電源装置及び常設代替交流電源設備によりモニタリングポストへ給電する。モニタリングポスト専用の無停電電源装置は、全交流動力電源喪失時に自動起動し、約8時間の間モニタリングポストへ給電することが可能である。</p> <p>また、常設代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失時に自動起動し、モニタリングポスト専用の無停電電源装置が起動している間にモニタリングポストに給電する。</p> <p>モニタリングポストは、電源が喪失した状態でモニタリングポスト専用の無停電電源装置又は常設代替交流電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。</p> <p>なお、常設代替交流電源設備からの給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>また、モニタリングポストが電源系統以外の故障により、機能を喪失した場合は、「1.17.2.1(2)可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定」を行う。</p>	<p>1.17.2.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングポスト及びモニタリングステーションへ給電する。</p> <p>給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機からの給電を優先し、代替交流電源設備による給電が開始されれば給電元が自動で切替わる。その後、代替交流電源設備（代替非常用発電機）によりモニタリングポスト及びモニタリングステーションへ給電する。</p> <p>代替交流電源設備からの給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、「1.14.2.1(1)代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電」にて整備する。</p> <p>なお、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、電源が喪失した状態から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合。</p> <p>b. 操作手順 (a) モニタリングポスト又はモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機からは、全交流動力電源喪失時、自動的に給電される。給電状況は中央制御室において確認する。</p> <p>(b) 代替非常用発電機からの給電に関する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、「1.14.2.1(1)代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電」にて整備する。なお、給電後、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値を確認する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>設備の相違③ 記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>る。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記対応は、緊急安全対策要員1名にて実施し、一連の作業は特に時間を要しない。</p> <p>なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストの機能が回復しない場合は、可搬式モニタリングポストによる代替測定を行う。可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定の手順は、前述1.17.2.1(2)のとおり。 (添付資料1.17.15、1.17.16)</p>		<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放管班員1名にて実施し、一連の作業は特に時間を要しない。</p> <p>なお、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が回復しない場合は、可搬型モニタリングポストによる代替測定を行う。可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定の手順は、前述1.17.2.1(2)のとおり。 (添付資料1.17.15、16)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																			
<p>第1.17.2表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <p>1.17 監視測定等に関する手順等 監視計器一覧 (1/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定</td> <td>判断基準</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>放射線量 モニタリングステーション及びモニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定</td> <td>判断基準</td> <td>放射線量 モニタリングステーション及びモニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>放射線量 可搬式モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定</td> <td>判断基準</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>放射線量 可搬式モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4) 放射性物質の濃度の代替測定</td> <td>判断基準</td> <td>放射性物質の濃度 移動式放射能測定装置（モニタ車） ・汚染サーベイメータ ・よう素モニタ</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>放射性物質の濃度 可搬式放射線計測装置 ・汚染サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ</td> </tr> <tr> <td>a. 可搬式放射線計測装置等による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>判断基準</td> <td>モニタ値 排気筒ガスモニタ等</td> </tr> <tr> <td>b. 移動式放射能測定装置（モニタ車）による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>操作</td> <td>放射性物質の濃度 移動式放射能測定装置（モニタ車） ・汚染サーベイメータ ・よう素モニタ</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等			(1) モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定	判断基準	—	操作	放射線量 モニタリングステーション及びモニタリングポスト	(2) 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定	判断基準	放射線量 モニタリングステーション及びモニタリングポスト	操作	放射線量 可搬式モニタリングポスト	(3) 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定	判断基準	—	操作	放射線量 可搬式モニタリングポスト	(4) 放射性物質の濃度の代替測定	判断基準	放射性物質の濃度 移動式放射能測定装置（モニタ車） ・汚染サーベイメータ ・よう素モニタ	操作	放射性物質の濃度 可搬式放射線計測装置 ・汚染サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ	a. 可搬式放射線計測装置等による空気中の放射性物質の濃度の測定	判断基準	モニタ値 排気筒ガスモニタ等	b. 移動式放射能測定装置（モニタ車）による空気中の放射性物質の濃度の測定	操作	放射性物質の濃度 移動式放射能測定装置（モニタ車） ・汚染サーベイメータ ・よう素モニタ	<p>第1.17-2表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <p>1.17 監視測定等に関する手順 監視計器一覧 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> <th>計測範囲（単位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) モニタリングポストによる放射線量の測定</td> <td>判断基準</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>放射線量 モニタリングポスト</td> <td>NaI (Tl) シンチレーション： 0~2×10⁴ (nGy/h) イオンチェンバ：10⁴~10⁶ (nGy/h)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 可搬式モニタリングポストの代替測定による放射線量の測定及び緊急時対策建屋屋上での測定</td> <td>判断基準</td> <td>放射線量 モニタリングポスト</td> <td>NaI (Tl) シンチレーション： 0~2×10⁴ (nGy/h) イオンチェンバ：10⁴~10⁶ (nGy/h)</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>放射線量 可搬式モニタリングポスト</td> <td>0~10⁶ (nGy/h)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>判断基準</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>放射性物質の濃度 放射能観測車 ・放射性ダスト測定装置 ・放射性よう素測定装置</td> <td>0~999,999 (Bq/m³) 0~999,999 (Bq/m³)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4) 可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</td> <td>判断基準</td> <td>放射性物質の濃度 放射能観測車 ・放射性ダスト測定装置 ・放射性よう素測定装置</td> <td>0~999,999 (Bq/m³) 0~999,999 (Bq/m³)</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>放射性物質の濃度 可搬式放射線計測装置 ・γ線サーベイメータ ・β線サーベイメータ</td> <td>0~30k (s⁻²) 0~100k (min⁻¹)</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）	計測範囲（単位）	1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等				(1) モニタリングポストによる放射線量の測定	判断基準	—	—	操作	放射線量 モニタリングポスト	NaI (Tl) シンチレーション： 0~2×10 ⁴ (nGy/h) イオンチェンバ：10 ⁴ ~10 ⁶ (nGy/h)	(2) 可搬式モニタリングポストの代替測定による放射線量の測定及び緊急時対策建屋屋上での測定	判断基準	放射線量 モニタリングポスト	NaI (Tl) シンチレーション： 0~2×10 ⁴ (nGy/h) イオンチェンバ：10 ⁴ ~10 ⁶ (nGy/h)	操作	放射線量 可搬式モニタリングポスト	0~10 ⁶ (nGy/h)	(3) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定	判断基準	—	—	操作	放射性物質の濃度 放射能観測車 ・放射性ダスト測定装置 ・放射性よう素測定装置	0~999,999 (Bq/m ³) 0~999,999 (Bq/m ³)	(4) 可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	判断基準	放射性物質の濃度 放射能観測車 ・放射性ダスト測定装置 ・放射性よう素測定装置	0~999,999 (Bq/m ³) 0~999,999 (Bq/m ³)	操作	放射性物質の濃度 可搬式放射線計測装置 ・γ線サーベイメータ ・β線サーベイメータ	0~30k (s ⁻²) 0~100k (min ⁻¹)	<p>第1.17.2表 重大事故等対処設備に係る監視計器</p> <p>1.17 監視測定等に関する手順等 監視計器一覧 (1/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる放射線量の測定</td> <td>判断基準</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>放射線量 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーション</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定</td> <td>判断基準</td> <td>放射線量 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーション</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>放射線量 ・可搬式モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量の測定</td> <td>判断基準</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>放射線量 ・可搬式モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4) 放射性物質の濃度の代替測定</td> <td>判断基準</td> <td>放射性物質の濃度 放射能観測車 ・ダスト・よう素測定装置</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>放射性物質の濃度 放射能測定装置 ・GM汚染サーベイメータ ・NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">a. 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>判断基準</td> <td>モニタ値 排気筒ガスモニタ</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>放射性物質の濃度 放射能観測車 ・ダスト・よう素測定装置</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等			(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる放射線量の測定	判断基準	—	操作	放射線量 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーション	(2) 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定	判断基準	放射線量 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーション	操作	放射線量 ・可搬式モニタリングポスト	(3) 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量の測定	判断基準	—	操作	放射線量 ・可搬式モニタリングポスト	(4) 放射性物質の濃度の代替測定	判断基準	放射性物質の濃度 放射能観測車 ・ダスト・よう素測定装置	操作	放射性物質の濃度 放射能測定装置 ・GM汚染サーベイメータ ・NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ	a. 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定	判断基準	モニタ値 排気筒ガスモニタ	操作	放射性物質の濃度 放射能観測車 ・ダスト・よう素測定装置	<p>記載方針の相違 ・監視計器の計測範囲</p>
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																				
1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等																																																																																																						
(1) モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定	判断基準	—																																																																																																				
	操作	放射線量 モニタリングステーション及びモニタリングポスト																																																																																																				
(2) 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定	判断基準	放射線量 モニタリングステーション及びモニタリングポスト																																																																																																				
	操作	放射線量 可搬式モニタリングポスト																																																																																																				
(3) 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定	判断基準	—																																																																																																				
	操作	放射線量 可搬式モニタリングポスト																																																																																																				
(4) 放射性物質の濃度の代替測定	判断基準	放射性物質の濃度 移動式放射能測定装置（モニタ車） ・汚染サーベイメータ ・よう素モニタ																																																																																																				
	操作	放射性物質の濃度 可搬式放射線計測装置 ・汚染サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ																																																																																																				
a. 可搬式放射線計測装置等による空気中の放射性物質の濃度の測定	判断基準	モニタ値 排気筒ガスモニタ等																																																																																																				
b. 移動式放射能測定装置（モニタ車）による空気中の放射性物質の濃度の測定	操作	放射性物質の濃度 移動式放射能測定装置（モニタ車） ・汚染サーベイメータ ・よう素モニタ																																																																																																				
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）	計測範囲（単位）																																																																																																			
1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等																																																																																																						
(1) モニタリングポストによる放射線量の測定	判断基準	—	—																																																																																																			
	操作	放射線量 モニタリングポスト	NaI (Tl) シンチレーション： 0~2×10 ⁴ (nGy/h) イオンチェンバ：10 ⁴ ~10 ⁶ (nGy/h)																																																																																																			
(2) 可搬式モニタリングポストの代替測定による放射線量の測定及び緊急時対策建屋屋上での測定	判断基準	放射線量 モニタリングポスト	NaI (Tl) シンチレーション： 0~2×10 ⁴ (nGy/h) イオンチェンバ：10 ⁴ ~10 ⁶ (nGy/h)																																																																																																			
	操作	放射線量 可搬式モニタリングポスト	0~10 ⁶ (nGy/h)																																																																																																			
(3) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定	判断基準	—	—																																																																																																			
	操作	放射性物質の濃度 放射能観測車 ・放射性ダスト測定装置 ・放射性よう素測定装置	0~999,999 (Bq/m ³) 0~999,999 (Bq/m ³)																																																																																																			
(4) 可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	判断基準	放射性物質の濃度 放射能観測車 ・放射性ダスト測定装置 ・放射性よう素測定装置	0~999,999 (Bq/m ³) 0~999,999 (Bq/m ³)																																																																																																			
	操作	放射性物質の濃度 可搬式放射線計測装置 ・γ線サーベイメータ ・β線サーベイメータ	0~30k (s ⁻²) 0~100k (min ⁻¹)																																																																																																			
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																				
1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等																																																																																																						
(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる放射線量の測定	判断基準	—																																																																																																				
	操作	放射線量 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーション																																																																																																				
(2) 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定	判断基準	放射線量 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーション																																																																																																				
	操作	放射線量 ・可搬式モニタリングポスト																																																																																																				
(3) 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量の測定	判断基準	—																																																																																																				
	操作	放射線量 ・可搬式モニタリングポスト																																																																																																				
(4) 放射性物質の濃度の代替測定	判断基準	放射性物質の濃度 放射能観測車 ・ダスト・よう素測定装置																																																																																																				
	操作	放射性物質の濃度 放射能測定装置 ・GM汚染サーベイメータ ・NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ																																																																																																				
a. 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定	判断基準	モニタ値 排気筒ガスモニタ																																																																																																				
	操作	放射性物質の濃度 放射能観測車 ・ダスト・よう素測定装置																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				差異理由	
監視計器一覧 (2/4)				監視計器一覧 (2/3)				監視計器一覧 (2/4)				記載方針の相違 ・監視計器の計測 範	
対応手段		重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視計器	対応手段		重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視パラメータ (計器)	計測範囲 (単位)	対応手段		重大事故等の 対応に必要と なる監視項目		監視計器
1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等				1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等				1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等					
(5) 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定	a. 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	判断基準	モニタ値 放射線量	判断基準	モニタ値 放射線量	スタック放射線モニタ モニタリングポスト 可搬型モニタリングポスト	シンチレーション: $10^{-1} \sim 10^6$ (cps) イオンチェンバ: $10^{-12} \sim 10^6$ (A)	放射線量 放射線量	判断基準	モニタ値 放射線量	放射線量		排気筒ガスモニタ モニタリングポスト及び モニタリングステーション 可搬型モニタリングポスト
		操作	放射性物質の濃度		操作	放射性物質の濃度	γ線サーベイメータ β線サーベイメータ α線サーベイメータ			$0 \sim 30k$ (s ⁻¹) $0 \sim 100k$ (min ⁻¹) $0 \sim 100k$ (min ⁻¹)	操作		放射性物質の濃度
	b. 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	判断基準	モニタ値 放射線量	判断基準	モニタ値 放射線量	γ線サーベイメータ β線サーベイメータ α線サーベイメータ	$0 \sim 30k$ (s ⁻¹) $0 \sim 100k$ (min ⁻¹) $0 \sim 100k$ (min ⁻¹)	放射線量 放射線量	判断基準	モニタ値	放射線量	廃棄物処理設備排水モニタ	
		操作	放射性物質の濃度		操作	放射性物質の濃度	γ線サーベイメータ β線サーベイメータ α線サーベイメータ			$0 \sim 30k$ (s ⁻¹) $0 \sim 100k$ (min ⁻¹) $0 \sim 100k$ (min ⁻¹)	操作	放射性物質の濃度	NaI (Tl)シンチレーションサーベイメータ α線シンチレーションサーベイメータ β線サーベイメータ
c. 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	判断基準	モニタ値 放射線量	判断基準	モニタ値 放射線量	スタック放射線モニタ モニタリングポスト 可搬型モニタリングポスト	シンチレーション: $10^{-3} \sim 10^6$ (cps) イオンチェンバ: $10^{-12} \sim 10^6$ (A)	放射線量 放射線量	判断基準	モニタ値 放射線量	放射線量	排気筒ガスモニタ モニタリングポスト及び モニタリングステーション 可搬型モニタリングポスト		
	操作	放射性物質の濃度		操作	放射性物質の濃度	γ線サーベイメータ β線サーベイメータ α線サーベイメータ			$0 \sim 30k$ (s ⁻¹) $0 \sim 100k$ (min ⁻¹) $0 \sim 100k$ (min ⁻¹)	操作	放射性物質の濃度	GM汚染サーベイメータ α線シンチレーションサーベイメータ β線サーベイメータ	
d. 海上モニタリング測定	判断基準	モニタ値 放射線量	判断基準	モニタ値 放射線量	スタック放射線モニタ 放射線量モニタ モニタリングポスト 可搬型モニタリングポスト	シンチレーション: $10^{-3} \sim 10^6$ (cps) イオンチェンバ: $10^{-12} \sim 10^6$ (A)	放射線量 放射線量	判断基準	モニタ値 放射線量	放射線量	排気筒ガスモニタ モニタリングポスト及び モニタリングステーション 可搬型モニタリングポスト		
	操作	放射性物質の濃度		操作	放射性物質の濃度	電離箱サーベイメータ γ線サーベイメータ β線サーベイメータ α線サーベイメータ			$0.001 \sim 1000$ (mSv/h) $0 \sim 30k$ (s ⁻¹) $0 \sim 100k$ (min ⁻¹) $0 \sim 100k$ (min ⁻¹)	操作	放射性物質の濃度	電離箱サーベイメータ GM汚染サーベイメータ NaI (Tl)シンチレーションサーベイメータ α線シンチレーションサーベイメータ β線サーベイメータ	

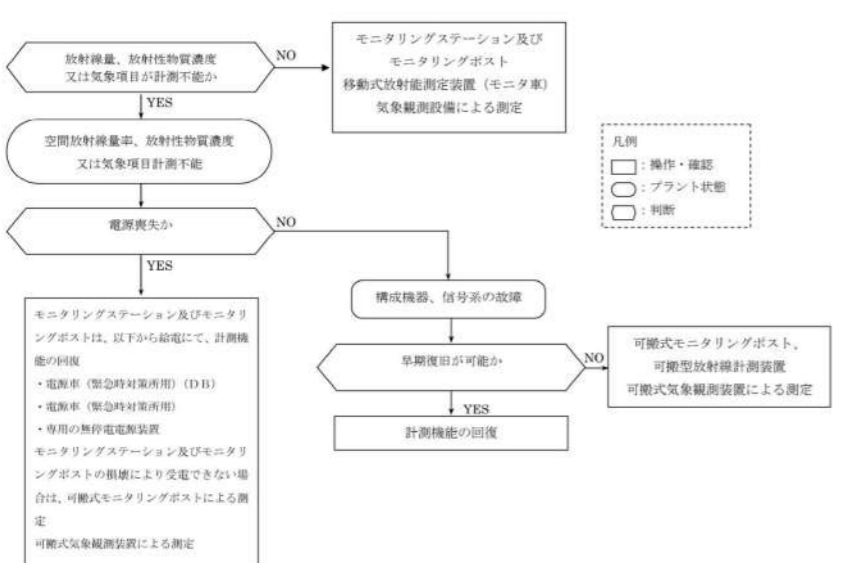
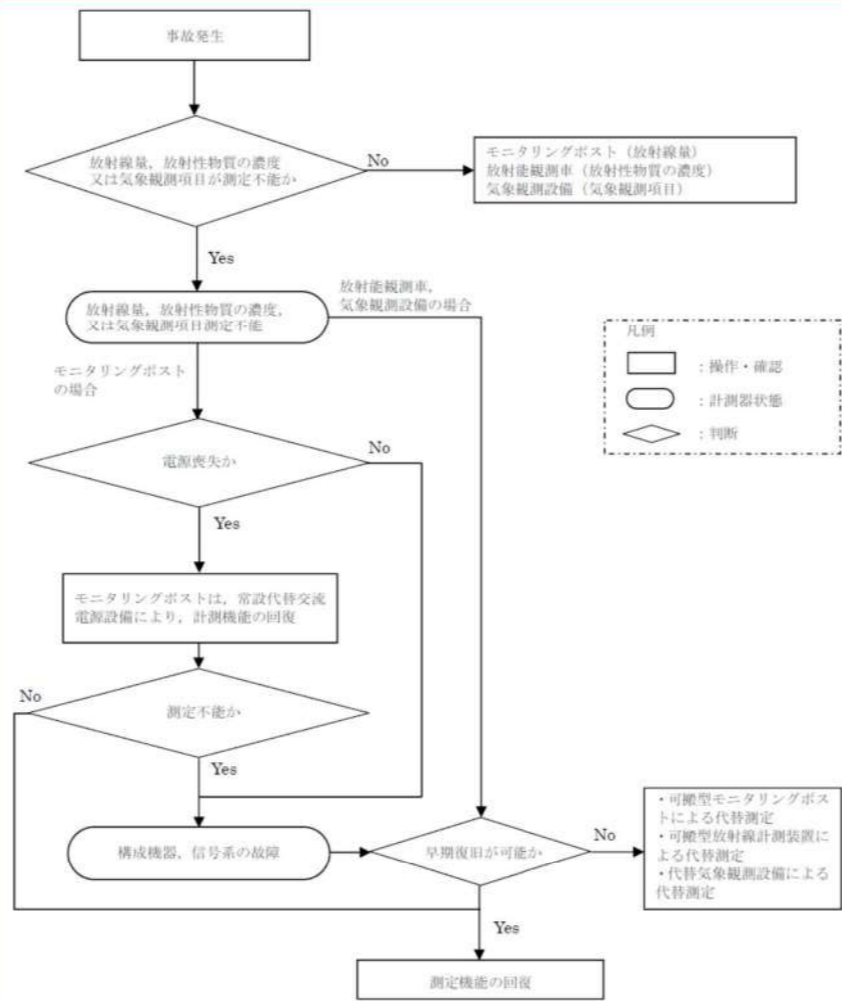
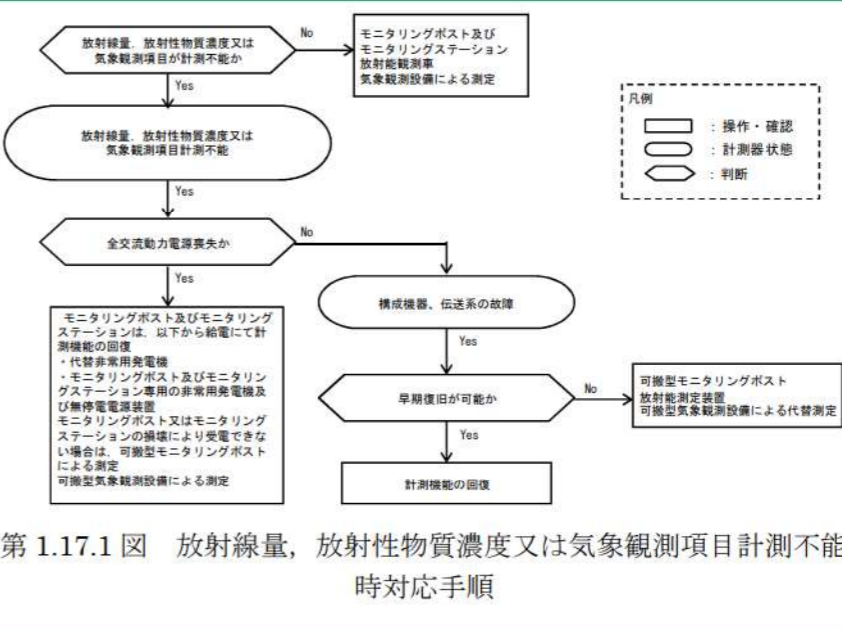
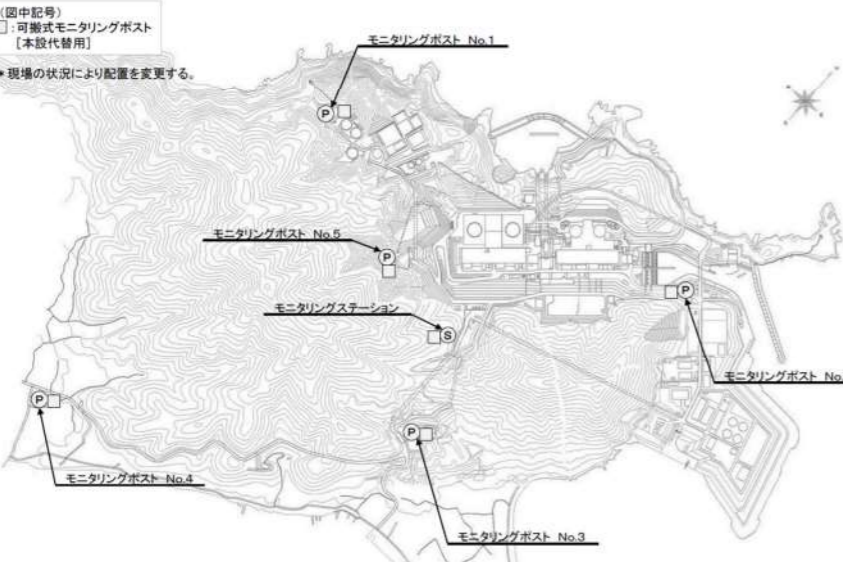
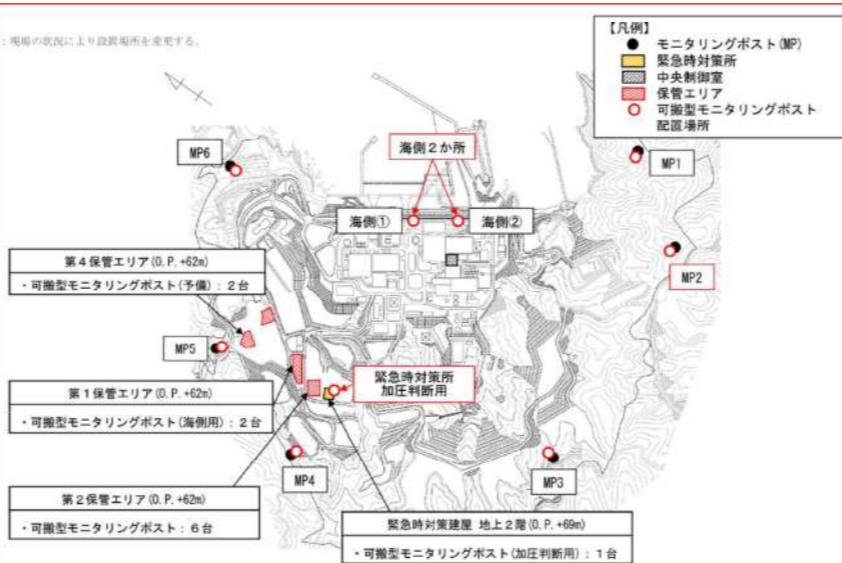
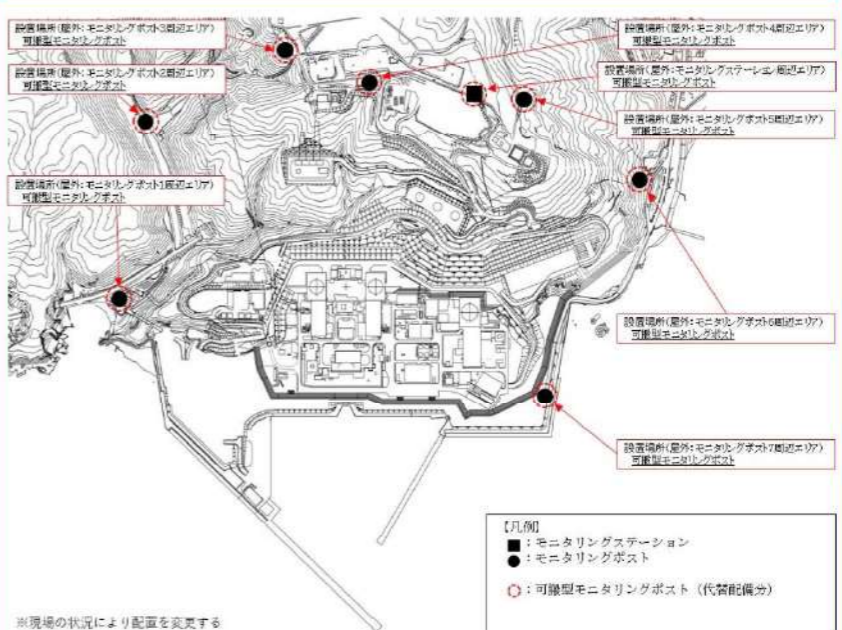
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																												
<p>監視計器一覧 (3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(6) バックグラウンド低減対策 a. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</td> <td>判断基準 放射線量</td> <td>・モニタリングステーション及びモニタリングポスト ・可搬式モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>操作 放射線量</td> <td>・モニタリングステーション及びモニタリングポスト ・可搬式モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">b. 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策</td> <td>判断基準 放射性物質濃度</td> <td>可搬式放射線計測装置</td> </tr> <tr> <td>操作 放射性物質濃度</td> <td>可搬式放射線計測装置</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等			(6) バックグラウンド低減対策 a. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	判断基準 放射線量	・モニタリングステーション及びモニタリングポスト ・可搬式モニタリングポスト	操作 放射線量	・モニタリングステーション及びモニタリングポスト ・可搬式モニタリングポスト	b. 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策	判断基準 放射性物質濃度	可搬式放射線計測装置	操作 放射性物質濃度	可搬式放射線計測装置	<p>監視計器一覧 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ (計器)</th> <th>計測範囲 (単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(6) モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</td> <td>判断基準 放射線量</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>NaI (TI) シンチレーション： 0~2×10⁴ (nGy/h) イオンチェンバ：10⁴~10⁸ (nGy/h)</td> </tr> <tr> <td>操作 放射線量</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>NaI (TI) シンチレーション： 0~2×10⁴ (nGy/h) イオンチェンバ：10⁴~10⁸ (nGy/h)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(7) 可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</td> <td>判断基準 放射線量</td> <td>可搬式モニタリングポスト</td> <td>0~10⁸ (nGy/h)</td> </tr> <tr> <td>操作 放射線量</td> <td>可搬式モニタリングポスト</td> <td>0~10⁸ (nGy/h)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(8) 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策</td> <td rowspan="2">判断基準 放射性物質の濃度</td> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>0~30k (s⁻¹)</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>0~100k (min⁻²)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">操作 放射性物質の濃度</td> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>0~30k (s⁻¹)</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>0~100k (min⁻²)</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	計測範囲 (単位)	1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等				(6) モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	判断基準 放射線量	モニタリングポスト	NaI (TI) シンチレーション： 0~2×10 ⁴ (nGy/h) イオンチェンバ：10 ⁴ ~10 ⁸ (nGy/h)	操作 放射線量	モニタリングポスト	NaI (TI) シンチレーション： 0~2×10 ⁴ (nGy/h) イオンチェンバ：10 ⁴ ~10 ⁸ (nGy/h)	(7) 可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	判断基準 放射線量	可搬式モニタリングポスト	0~10 ⁸ (nGy/h)	操作 放射線量	可搬式モニタリングポスト	0~10 ⁸ (nGy/h)	(8) 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	判断基準 放射性物質の濃度	γ線サーベイメータ	0~30k (s ⁻¹)	β線サーベイメータ	0~100k (min ⁻²)	操作 放射性物質の濃度	γ線サーベイメータ	0~30k (s ⁻¹)	β線サーベイメータ	0~100k (min ⁻²)	<p>監視計器一覧 (3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(6) バックグラウンド低減対策等 a. モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</td> <td>判断基準 放射線量</td> <td>・モニタリングポスト及びモニタリングステーション ・可搬式モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>操作 放射線量</td> <td>・モニタリングポスト及びモニタリングステーション ・可搬式モニタリングポスト</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等			(6) バックグラウンド低減対策等 a. モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	判断基準 放射線量	・モニタリングポスト及びモニタリングステーション ・可搬式モニタリングポスト	操作 放射線量	・モニタリングポスト及びモニタリングステーション ・可搬式モニタリングポスト	<p>記載方針の相違 ・監視計器の計測範囲</p>
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																													
1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等																																																															
(6) バックグラウンド低減対策 a. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	判断基準 放射線量	・モニタリングステーション及びモニタリングポスト ・可搬式モニタリングポスト																																																													
	操作 放射線量	・モニタリングステーション及びモニタリングポスト ・可搬式モニタリングポスト																																																													
b. 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策	判断基準 放射性物質濃度	可搬式放射線計測装置																																																													
	操作 放射性物質濃度	可搬式放射線計測装置																																																													
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	計測範囲 (単位)																																																												
1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等																																																															
(6) モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	判断基準 放射線量	モニタリングポスト	NaI (TI) シンチレーション： 0~2×10 ⁴ (nGy/h) イオンチェンバ：10 ⁴ ~10 ⁸ (nGy/h)																																																												
	操作 放射線量	モニタリングポスト	NaI (TI) シンチレーション： 0~2×10 ⁴ (nGy/h) イオンチェンバ：10 ⁴ ~10 ⁸ (nGy/h)																																																												
(7) 可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	判断基準 放射線量	可搬式モニタリングポスト	0~10 ⁸ (nGy/h)																																																												
	操作 放射線量	可搬式モニタリングポスト	0~10 ⁸ (nGy/h)																																																												
(8) 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	判断基準 放射性物質の濃度	γ線サーベイメータ	0~30k (s ⁻¹)																																																												
		β線サーベイメータ	0~100k (min ⁻²)																																																												
	操作 放射性物質の濃度	γ線サーベイメータ	0~30k (s ⁻¹)																																																												
		β線サーベイメータ	0~100k (min ⁻²)																																																												
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																													
1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等																																																															
(6) バックグラウンド低減対策等 a. モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	判断基準 放射線量	・モニタリングポスト及びモニタリングステーション ・可搬式モニタリングポスト																																																													
	操作 放射線量	・モニタリングポスト及びモニタリングステーション ・可搬式モニタリングポスト																																																													
<p>監視計器一覧 (4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定</td> <td>判断基準 風向、風速その他の気象条件</td> <td>気象観測設備</td> </tr> <tr> <td>操作 風向、風速その他の気象条件</td> <td>可搬式気象観測装置</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等			(1) 可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	判断基準 風向、風速その他の気象条件	気象観測設備	操作 風向、風速その他の気象条件	可搬式気象観測装置	<p>監視計器一覧 (4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 可搬式気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td>判断基準 風向、風速その他気象条件</td> <td>・気象観測設備</td> </tr> <tr> <td>操作 風向、風速その他気象条件</td> <td>・可搬式気象観測設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 可搬式気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定</td> <td>判断基準</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作 風向、風速その他気象条件</td> <td>・可搬式気象観測設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 気象観測設備による気象観測項目の測定</td> <td>判断基準</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作 風向、風速その他気象条件</td> <td>・気象観測設備</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等			(1) 可搬式気象観測設備による気象観測項目の代替測定	判断基準 風向、風速その他気象条件	・気象観測設備	操作 風向、風速その他気象条件	・可搬式気象観測設備	(2) 可搬式気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定	判断基準	—	操作 風向、風速その他気象条件	・可搬式気象観測設備	(3) 気象観測設備による気象観測項目の測定	判断基準	—	操作 風向、風速その他気象条件	・気象観測設備	<p>第1.17.3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>供給対象設備</th> <th>給電元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">【1.17】監視測定等に関する手順等</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="2">・代替非常用発電機</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	供給対象設備	給電元	【1.17】監視測定等に関する手順等	モニタリングポスト	・代替非常用発電機	モニタリングステーション																						
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																													
1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等																																																															
(1) 可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	判断基準 風向、風速その他の気象条件	気象観測設備																																																													
	操作 風向、風速その他の気象条件	可搬式気象観測装置																																																													
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																													
1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等																																																															
(1) 可搬式気象観測設備による気象観測項目の代替測定	判断基準 風向、風速その他気象条件	・気象観測設備																																																													
	操作 風向、風速その他気象条件	・可搬式気象観測設備																																																													
(2) 可搬式気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定	判断基準	—																																																													
	操作 風向、風速その他気象条件	・可搬式気象観測設備																																																													
(3) 気象観測設備による気象観測項目の測定	判断基準	—																																																													
	操作 風向、風速その他気象条件	・気象観測設備																																																													
対応手段	供給対象設備	給電元																																																													
【1.17】監視測定等に関する手順等	モニタリングポスト	・代替非常用発電機																																																													
	モニタリングステーション																																																														
<p>第1.17.3表 審査基準における要求事項毎の給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象条文</th> <th>給電対象設備</th> <th>給電元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">【1.17】監視測定等に関する手順等</td> <td>モニタリングステーション</td> <td rowspan="2">電源車（緊急時対策所用）</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> </tr> </tbody> </table>	対象条文	給電対象設備	給電元	【1.17】監視測定等に関する手順等	モニタリングステーション	電源車（緊急時対策所用）	モニタリングポスト	<p>第1.17-3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>給電元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【1.17】監視測定等に関する手順等</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>常設代替交流電源設備</td> </tr> </tbody> </table>	対象条文	供給対象設備	給電元	【1.17】監視測定等に関する手順等	モニタリングポスト	常設代替交流電源設備	<p>第1.17.3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>供給対象設備</th> <th>給電元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">【1.17】監視測定等に関する手順等</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="2">・代替非常用発電機</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	供給対象設備	給電元	【1.17】監視測定等に関する手順等	モニタリングポスト	・代替非常用発電機	モニタリングステーション																																									
対象条文	給電対象設備	給電元																																																													
【1.17】監視測定等に関する手順等	モニタリングステーション	電源車（緊急時対策所用）																																																													
	モニタリングポスト																																																														
対象条文	供給対象設備	給電元																																																													
【1.17】監視測定等に関する手順等	モニタリングポスト	常設代替交流電源設備																																																													
対応手段	供給対象設備	給電元																																																													
【1.17】監視測定等に関する手順等	モニタリングポスト	・代替非常用発電機																																																													
	モニタリングステーション																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
 <p>放射線量、放射性物質濃度又は気象項目が計測不能か YES → 空間放射線量率、放射性物質濃度又は気象項目計測不能 NO → モニタリングステーション及びモニタリングポスト 移動式放射線測定装置（モニタ車）気象観測設備による測定 電源喪失か YES → 構成機器、信号系の故障 → 早期復旧が可能か → NO → 可搬式モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置 可搬式気象観測装置による測定 YES → 計測機能の回復 NO → モニタリングステーション及びモニタリングポストは、以下から給電にて、計測機能の回復 ・電源車（緊急時対策用）（DB） ・電源車（緊急時対策用） ・専用の無停電電源装置 モニタリングステーション及びモニタリングポストの損壊により受電できない場合は、可搬式モニタリングポストによる測定 可搬式気象観測装置による測定</p>	 <p>事故発生 放射線量、放射性物質の濃度又は気象観測項目が計測不能か No → モニタリングポスト（放射線量）放射線観測車（放射性物質の濃度）気象観測設備（気象観測項目） Yes → 放射線観測車、気象観測設備の場合 モニタリングポストの場合 電源喪失か No → モニタリングポストは、常設代替交流電源設備により、計測機能の回復 Yes → 測定不能か No → 構成機器、信号系の故障 → 早期復旧が可能か → No → 可搬型モニタリングポストによる代替測定 Yes → 計測機能の回復 Yes → 構成機器、信号系の故障 → 早期復旧が可能か → No → 可搬型放射線計測装置による代替測定 Yes → 可搬型気象観測設備による代替測定</p>	 <p>放射線量、放射性物質濃度又は気象観測項目が計測不能か No → モニタリングポスト及びモニタリングステーション 放射線観測車 気象観測設備による測定 Yes → 放射線観測車、気象観測設備の場合 全交流動力電源喪失か No → 構成機器、伝送系の故障 → 早期復旧が可能か → No → 可搬型モニタリングポスト 放射線測定装置 可搬型気象観測設備による代替測定 Yes → モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、以下から給電にて計測機能の回復 ・代替非常用発電機 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機及び無停電電源装置 モニタリングポスト又はモニタリングステーションの損壊により受電できない場合は、可搬式モニタリングポストによる測定 可搬型気象観測設備による測定 計測機能の回復</p> <p>第 1.17.1 図 放射線量、放射性物質濃度又は気象観測項目計測不能時対応手順</p>	<p>記載表件の相違 ・フローチャート</p>
<p>第 1.17.1 図 放射線量、放射性物質濃度又は気象観測項目計測不能時対応手順</p>  <p>（図中記号） □：可搬式モニタリングポスト【本設代替用】 ●：現場の状況により配置を変更する。</p> <p>第 1.17.2 図 可搬式モニタリングポストの配置位置</p>	<p>第 1.17-1 図 放射線量、放射性物質の濃度及び気象観測項目の測定不能時対応手順</p>  <p>（図中記号） ●：モニタリングポスト（MP） ●：緊急時対策所 ●：中央制御室 ●：保管エリア ●：可搬型モニタリングポスト配置場所</p> <p>第 1.17-2 図 可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所</p>	 <p>（図中記号） ●：モニタリングステーション ●：モニタリングポスト ○：可搬型モニタリングポスト（代替配備分）</p> <p>第 1.17.2 図 可搬型モニタリングポストの設置位置（発電所海側及び緊急時対策所付近への設置を除く）</p>	<p>設備の相違 ・配置位置</p> <p>記載方針の相違 泊は海側と緊急時対策所の設置場所を第 1.17.4 図に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

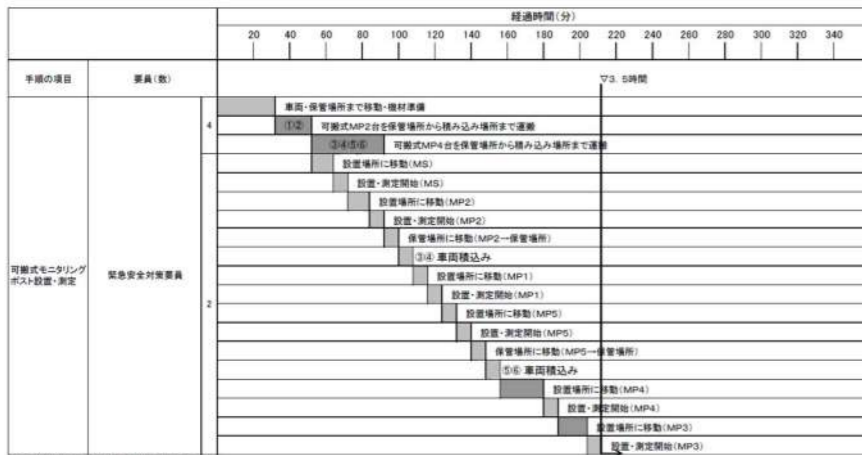
1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉

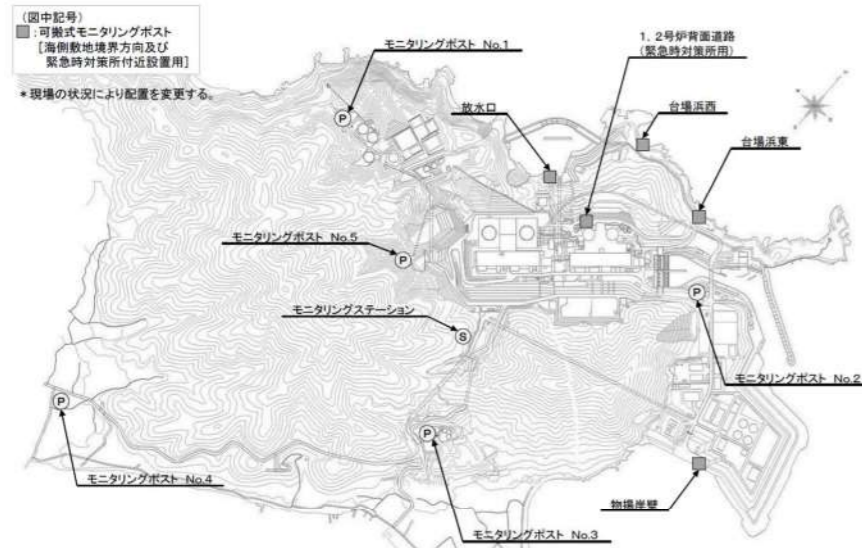
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由



第1.17.3図 可搬式モニタリングポスト配置・測定のタイムチャート
 (発電所海側敷地境界方向及び緊急時対策所付近への設置を除く)

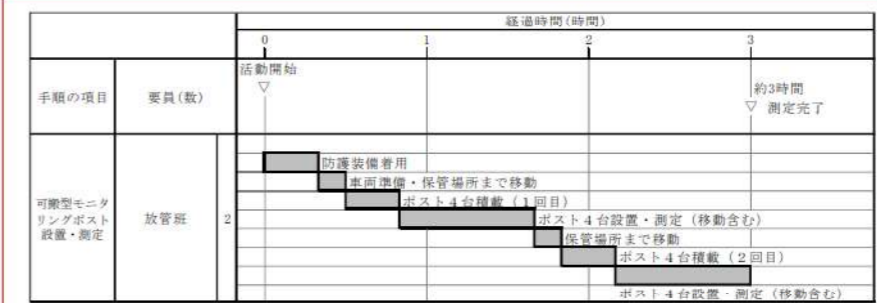


第1.17.4図 可搬式モニタリングポスト配置位置
 (発電所海側敷地境界方向及び緊急時対策所付近への設置)



第1.17-3図 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定のタイムチャート

女川には海側と緊急時対策所の設置場所を第1.17-2図記載



第1.17.3図 可搬式モニタリングポスト設置・測定 タイムチャート
 (発電所海側及び緊急時対策所付近への設置を除く)



第1.17.4図 可搬式モニタリングポスト設置位置
 (発電所海側及び緊急時対策所付近への設置)

運用の相違
 ・所要時間
 ・配置位置

運用の相違
 ・配置位置
 記載方針の相違
 女川には海側と緊急時対策所の設置場所を第1.17-2図に記載

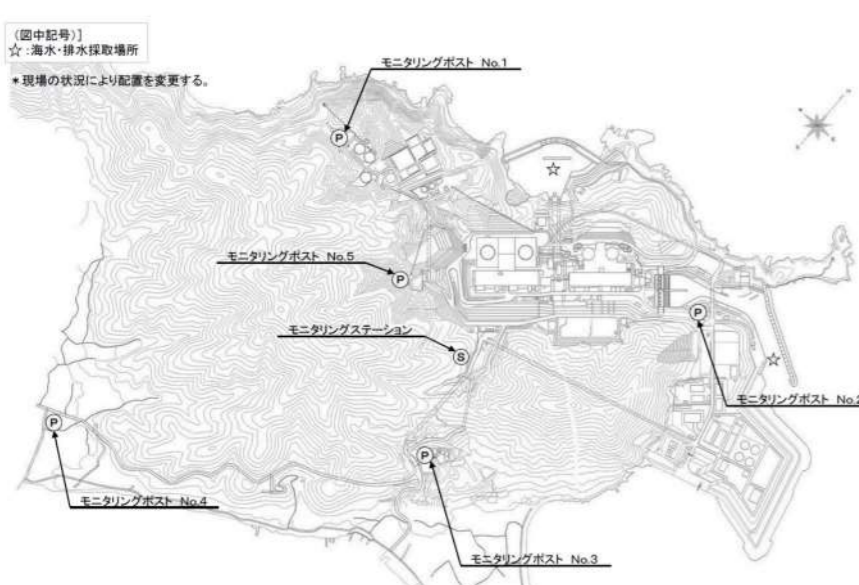


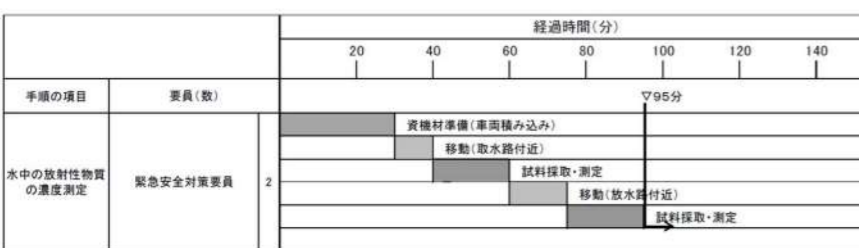



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>第1.17.5図 可搬式モニタリングポスト設置・測定 タイムチャート (発電所海側敷地境界方向及び緊急時対策所付近への設置)</p>	<p>第1.17-4図 可搬型モニタリングポスト(海側用)による放射線量の測定のタイムチャート</p>	<p>第1.17.5図: 可搬型モニタリングポスト設置・測定 タイムチャート (発電所海側及び緊急時対策所付近への設置)</p>	<p>運用の相違 ・所要時間</p>
<p>第1.17.6図 空気中の放射性物質の濃度測定のタイムチャート</p>	<p>第1.17-5図 可搬型モニタリングポスト(加圧判断用)による放射線量の測定のタイムチャート</p>		<p>記載方針の相違 泊は発電所海側と緊急時対策所付近への設置を一つのタイムチャートとして記載</p>
<p>第1.17.7図 移動式放射能測定装置(モニタ車)による空気中の放射性物質の濃度測定のタイムチャート</p>	<p>第1.17-6図 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャート</p>	<p>第1.17.7図 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度測定 タイムチャート</p>	

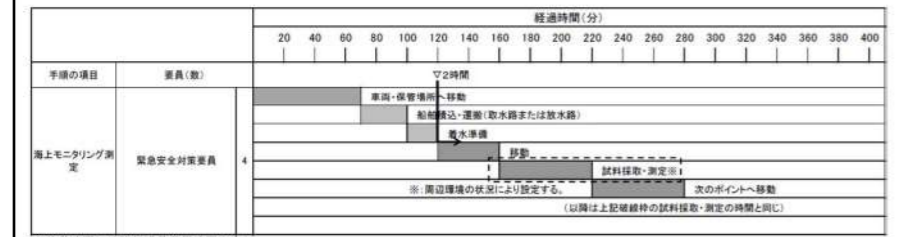

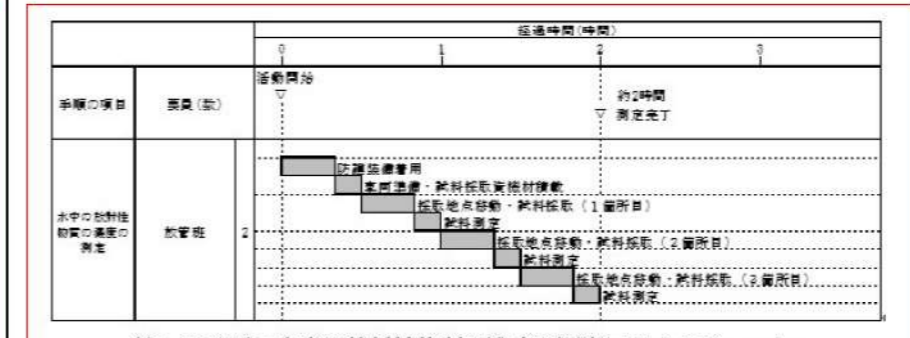
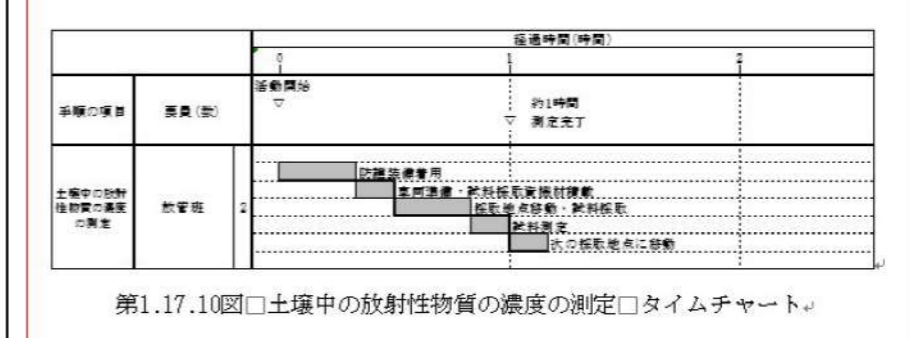
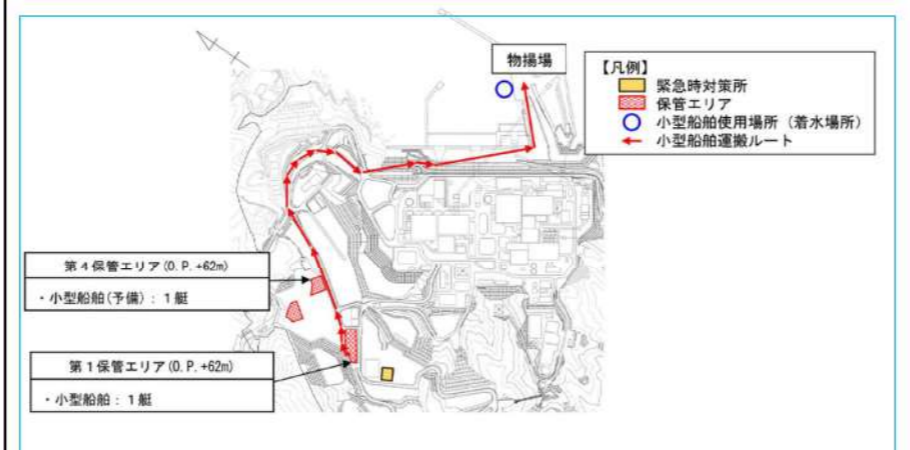
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
 <p>第1.17.8図 海水、排水の試料採取場所</p>	 <p>第1.17-7図 可搬型放射線計測装置の保管場所及び海水・排水試料採取場所</p>	 <p>第1.17.8図 海水、排水の試料採取位置</p>	<p>運用の相違 ・採取位置</p>
 <p>第1.17.9図 水中の放射性物質の濃度測定タイムチャート</p>	 <p>第1.17-8図 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定タイムチャート</p>	 <p>第1.17.6図 空気中の放射性物質の濃度代替測定 タイムチャート</p>	<p>運用の相違 ・所要時間</p>
	 <p>第1.17-9図 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定タイムチャート</p>		<p>記載方針の相違 泊は空気中の放射放射性物質の濃度測定と代替測定は同じタイムチャートで記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

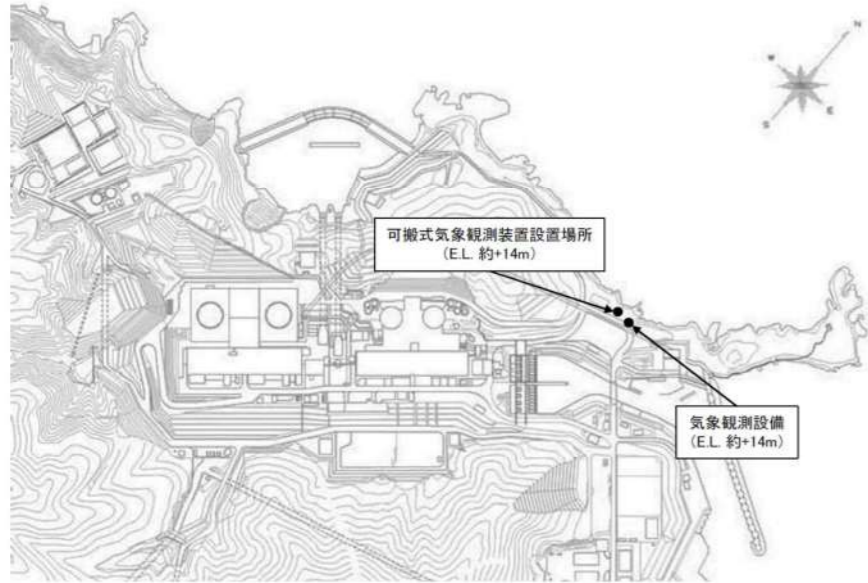
1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>海上モニタリング測定</p>  <p>第1.17.10図 海上モニタリング測定のタイムチャート</p>	<p>可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</p>  <p>第1.17-10図 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャート</p> <p>可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</p>  <p>第1.17-11図 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャート</p>	<p>水中の放射性物質の濃度の測定</p>  <p>第1.17.9図 水中の放射性物質の濃度の測定タイムチャート</p> <p>土壌中の放射性物質の濃度の測定</p>  <p>第1.17.10図 土壌中の放射性物質の濃度の測定タイムチャート</p>	<p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所要時間 ・測定対象
<p>モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</p>  <p>第1.17.11図 モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策のタイムチャート</p>	 <p>第1.17-12図 小型船舶の保管場所及び運搬ルート</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>泊は小型船舶の保管場所と宇野案ルートを添付資料1.17.9各種モニタリング設備等の(4)小型船舶によるモニタリング(海上モニタリング)に記載</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉



第 1.17.12 図 気象観測設備、可搬式気象観測装置の配置位置

		経過時間(分)														
		10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150
手順の項目	要員(数)	▽2時間														
可搬式気象観測装置設置・測定	緊急安全対策要員	移動	可搬式気象観測装置設置													
		資機材準備・運搬	設置完了													
		移動	表示装置他準備、設置													
		指示確認														

※移動時には防護具着用時間を含む
 第 1.17.13 図 可搬式気象観測装置配置のタイムチャート

女川原子力発電所2号炉

		経過時間(分)									
		30	60	90	120	150	180	210	240	270	
手順の項目	要員(数)	▽200分 測定終了									
海上モニタリング	放射線管理班員	事前打合せ	資機材準備(小型船舶の運搬、小型船舶への積み込み)								
		移動	モニタリング地点へ移動								
		モニタリング	物産場へ移動								
		測定									

第 1.17-13 図 海上モニタリングのタイムチャート

		経過時間(分)																	
		30	60	90	120	150	180	210	240	270	300	330	360	390	420	450			
手順の項目	要員(数)	▽230分 全機点検終了																	
モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	事前打合せ	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		MP モニタリングポスト																	

第 1.17-14 図 モニタリングポストのバックグラウンド低減対策のタイムチャート

		経過時間(分)																	
		30	60	90	120	150	180	210	240	270	300	330	360	390	420	450			
手順の項目	要員(数)	▽2時間																	
可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	事前打合せ	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		移動	資機材準備(海上モニタリングポスト用—MP5)																
		MP モニタリングポスト																	

第 1.17-15 図 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策のタイムチャート

		経過時間(分)		
		10	20	30
手順の項目	要員(数)	20分 ▽以後、測定可能		
放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	2	事前打合せ	
		2	遮蔽材等の準備	
		2	遮蔽材等の設置	

第 1.17-16 図 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策のタイムチャート

泊発電所3号炉

		経過時間(時間)			
		0	1	2	3
手順の項目	要員(数)	▽ 約1時間40分 ▽ 船舶配線完了			
海上モニタリング測定	放射線管理班員	移動開始	約1時間40分		
		移動	約1時間10分		
		測定	測定完了		

第1.17.11図海上モニタリング測定タイムチャート

		経過時間(時間)			
		0	1	2	3
手順の項目	要員(数)	▽ 約2時間 ▽ 対策完了			
モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	設備準備	移動		
		移動	移動		
		移動	移動		
		移動	移動		
		移動	移動		
		移動	移動		
		移動	移動		
		移動	移動		
		移動	移動		
		移動	移動		

第1.17.12図モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策タイムチャート

		経過時間(時間)			
		0	1	2	3
手順の項目	要員(数)	▽ 約1時間40分 ▽ 対策完了			
可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	設備準備	移動		
		移動	移動		
		移動	移動		
		移動	移動		
		移動	移動		
		移動	移動		
		移動	移動		
		移動	移動		
		移動	移動		
		移動	移動		

第1.17.13図可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策タイムチャート

差異理由

運用の相違
 ・所要時間
 ・配置位置

記載方針の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由



第1.17-17図 代替気象観測設備の設置場所及び保管場所

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)								
		30	60	90	120	150	180	210	240	
代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	2									▽210分 測定開始
		事前打合せ								
		資機材準備								
		運搬								
										設置・測定
										(風向、風速、日射量、放射収支量、降水量)

第1.17-18図 代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定のタイムチャート



第1.17.14図 気象観測設備、可搬型気象観測設備の設置図

手順の項目	要員(数)	経過時間(時間)		
		0	1	2
可搬型気象観測設備設置・測定	2	活動開始	約1時間30分	▽測定完了
		防護装備着用		
		可搬型気象観測設備設置・測定		
		可搬型気象観測設備1台設置・測定		

第1.17.15図 可搬型気象観測設備設置・測定タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(時間)		
		0	1	2
可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定	2	活動開始	約1時間10分	▽測定完了
		防護装備着用		
		可搬型気象観測設備1台設置・測定		
		可搬型気象観測設備1台設置・測定		

第1.17.16図 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定タイムチャート

運用の相違

- ・所要時間
- ・配置位置

運用方法の相違

・泊は緊急時対策所におけるブルームの通過方向確認の風向データ測定のために、可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定を追加。

泊発電所3号炉 審査取りまとめ資料 比較対象プラントの選定について

本資料は、泊発電所3号炉（以降、「泊3号炉」という。）のプラント側審査において地震・津波側審査の進捗を待つ期間があったことを踏まえた、審査取りまとめ資料（以降、「まとめ資料」という。）の比較対象プラントの選定について整理を行うものである。

- 整理を行う経緯は、以下の通り
 - 泊3号炉のプラント側審査が地震・津波側審査の進捗待ちとなった期間において、他社プラントの新規制基準適合性審査が実施され、まとめ資料の充実が図られた。
 - 泊3号炉が、まとめ資料一式を提出した2017年3月時点での新規制基準適合性審査はPWRプラントが中心であったが、現在はBWRプラントが中心となっており、それぞれの炉型の審査結果が積み上がった状況にある。
 - 泊3号炉はPWRであり、PWR特有の設備等を有することから、まとめ資料に先行の審査内容を反映する際には、単純に直近の許可済みBWRプラントを反映するのではなく、適切な比較対象プラントを選定した上で反映する必要がある。

- 比較対象プラントを選定する考え方は、以下の通り。

【基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント（基本となる比較対象プラント）選定の考え方】

各条文・審査項目の要求を満たすための設備構成・仕様、環境、運用を踏まえ、許可済みプラントの中から、新しい実績のプラントを選定する。具体的には以下の通り。

- ✓ 炉型に拠らず共通的な内容については、泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に審査が行われ、女川2号炉に次いで許可を受けた島根2号炉については、女川2号炉と島根2号炉の差異を確認し、島根2号炉との差異の中で泊3号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。
- ✓ 炉型固有の設備等を有する場合については、PWRプラントの新規制基準適合性審査の最終実績である大飯3/4号炉を選定する。
- ✓ 個別の設計事項に相似性がある場合（例えば3ループ特有の設計等）、大飯3/4号炉以外の適切なプラントを選定する。

【先行審査知見^{*1}を反映するために比較するプラント選定の考え方】

炉型に拠らないことから、まとめ資料を作成している時点で最新の許可済みプラントとする。具体的には以下の通り。

- ✓ 泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に

審査が行われ、女川 2 号炉に次いで許可を受けた島根 2 号炉については、女川 2 号炉と島根 2 号炉の差異を確認し、島根 2 号炉との差異の中で泊 3 号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。

※ 1 主な事項は、以下の通り

- ✓ これまでの審査の中で適正化された記載
- ✓ 基準適合性を示すための説明の範囲、深さ
- ✓ 設置（変更）許可申請書に記載する範囲、深さ

- 上述に基づく検討結果として、「基準適合に係る設計」と「先行審査知見」を反映するために選定した比較対象プラント一覧とその選定理由を別紙 1 に、条文・審査項目毎の詳細を別紙 2 に示す。
 - 別紙 1：比較対象プラント一覧
 - 別紙 2：比較対象プラント選定の詳細

以上

比較対象プラント一覧

凡例		
●大飯3/4号炉	●女川2号炉	●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式	
		比較対象	選定理由			
プラント D B	内部火災 (第8条)	概ね説明済み	大飯3/4号炉	系統構成の類似等	女川2号炉	女川-治-大飯
	監視設備 (第31条)	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
	通信連絡設備 (第35条)	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
プラント S A 設備・技術的能力 S A 共通	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 上段：設備まとめ資料 下段：技術的能力まとめ資料 </div> 1.0 43条 共通 (1.0.2 (保管アクセス) 以外)	概ね説明済み	大飯3/4号炉	4 4 条以降のSA設備の多くがPWRプラント設計を踏まえたものであるため	女川2号炉	女川-治-大飯
		概ね説明済み	大飯3/4号炉	重大事故等への対応に用いる具体的な手順の類似	女川2号炉	女川-治-大飯
	1.17 60条 監視測定	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
		概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
	1.19 62条 通信連絡	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
		概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
	火災 (第41条)	概ね説明済み	大飯3/4号炉	系統構成の類似等	女川2号炉	女川-治-大飯
	技術的能力 (添付書類五)	-	女川2号炉	BWRの方が記載内容が充実しているため	大飯3/4号炉	女川-治-大飯
	品証 (添付書類十一)	-	島根2号炉	最新審査実績のため	島根2号炉	島根

比較対象プラント選定の詳細（技術的能力）

【1.17：監視測定】

項目		内容
基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント	プラント名	女川 2号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定など原子炉施設の炉型特有の差異が少ないことから、まとめ資料を作成している時点で最新の既許可プラントである女川 2号炉を比較対象として選定する。
先行審査知見を反映するために比較するプラント	プラント名	女川 2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、先行審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、記載内容が充足していることを確認した。</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により先行審査知見の確認が可能なため。</p> <p>② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。</p>

※ 女川 2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込み込みの総括として、大飯 3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

泊発電所3号炉 設置変更許可申請に係る審査取りまとめ資料の比較表に係るステイタス整理表

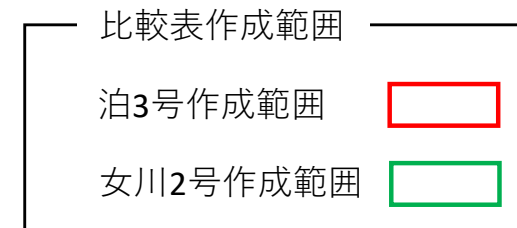
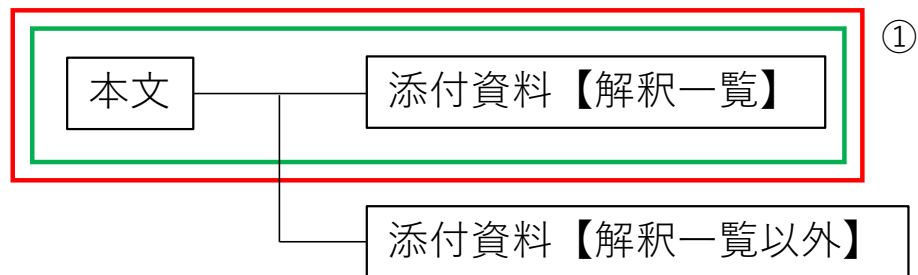
【凡例】 ○：記載あり
 ×：記載なし
 (○)：本条文の資料の他箇所に記載
 △：他条文の資料などに記載

1.17 監視測定等に関する手順等

ブランド		泊3号炉 作成状況		まとめ資料の作成を不要とした理由	まとめ資料または比較表を新たに作成することとした理由 もしくは 記載の充実を図ることとした理由	比較表を作成していない理由
女川	泊	まとめ資料	比較表			
本文	本文	○	○			
添付資料	添付資料	○	○			
添付資料 1.17.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表	添付資料1.17.1 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備整理表	○	×			
添付資料 1.17.2 緊急時モニタリングの実施手順及び体制	添付資料1.17.2 緊急時モニタリングの実施手順および体制	○	×			
添付資料 1.17.3 緊急時モニタリングに関する要員の動き	↑上記添付に記載	○	×			
添付資料 1.17.4 モニタリングポスト	添付資料1.17.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーション	○	×			
添付資料 1.17.5 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	添付資料1.17.4 可搬型モニタリングポストによる放射線測定	○	×			
添付資料 1.17.6 可搬型モニタリングポスト	添付資料1.17.5 可搬型モニタリングポスト	○	×			
添付資料 1.17.7 放射能放出率の算出	↑上記添付に記載	○	×			
添付資料 1.17.8 放射能観測車	添付資料1.17.7 放射能観測車	○	×			
添付資料 1.17.9 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	添付資料1.17.6 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	○	×			
添付資料 1.17.10 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	添付資料1.17.8 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	○	×			
添付資料 1.17.11 各種モニタリング設備等	添付資料1.17.9 各種モニタリング設備等	○	×			基準適合性を確認するために必要な評価方針は、本文に記載されており比較表を作成し考察しているため、比較表を作成していない。
添付資料 1.17.12 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制	添付資料1.17.10 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制	○	×			
添付資料 1.17.13 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）	添付資料1.17.11 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）	○	×			
添付資料 1.17.14 モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段	添付資料1.17.12 モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策手段	○	×			
添付資料 1.17.15 気象観測設備	添付資料1.17.14 気象観測設備	○	×			
添付資料 1.17.16 代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	添付資料1.17.13 可搬型気象観測設備による気象観測	○	×			
添付資料 1.17.17 代替気象観測設備	添付資料1.17.14 気象観測設備	○	×			
添付資料 1.17.18 代替気象観測設備の観測項目について	添付資料1.17.14 気象観測設備	○	×			
添付資料 1.17.19 モニタリングポストの電源構成	添付資料1.17.15 重大事故時対処設備の電源構成図	○	×			
添付資料 1.17.20 手順のリンク先について		×	×	女川特有の資料構成に関するリンク先の補足説明資料のため、不要		

泊3号炉 「比較表」の作成範囲

技術的能力1.1～1.19



※ () 書きは泊と女川で資料名が異なる場合の女川の資料名称
破線の四角は泊になく、女川にしかない資料

① 添付資料の解釈一覧については、泊では元々作成していなかったが新規にまとめ資料を作成し比較を実施する。

資料構成	資料概要	まとめ資料・比較表を作成していない理由
本文	設置変更許可申請書本文及び添付書類十に記載する内容を記載した資料	
添付資料【解釈一覧以外】	評価方針に基づき実施した評価結果等ととりまとめた資料	基準適合性を確認するために必要な評価方針は、本文に記載されており比較表を作成し考察しているため、比較表を作成していない。
添付資料【解釈一覧】	判断基準の解釈一覧、操作手順の解釈一覧等を記載した資料 (逐条により記載項目は異なり、記載がない逐条もある)	